



FCAアンケート2025 報告書

一般社団法人日本音楽作家団体協議会
FCA

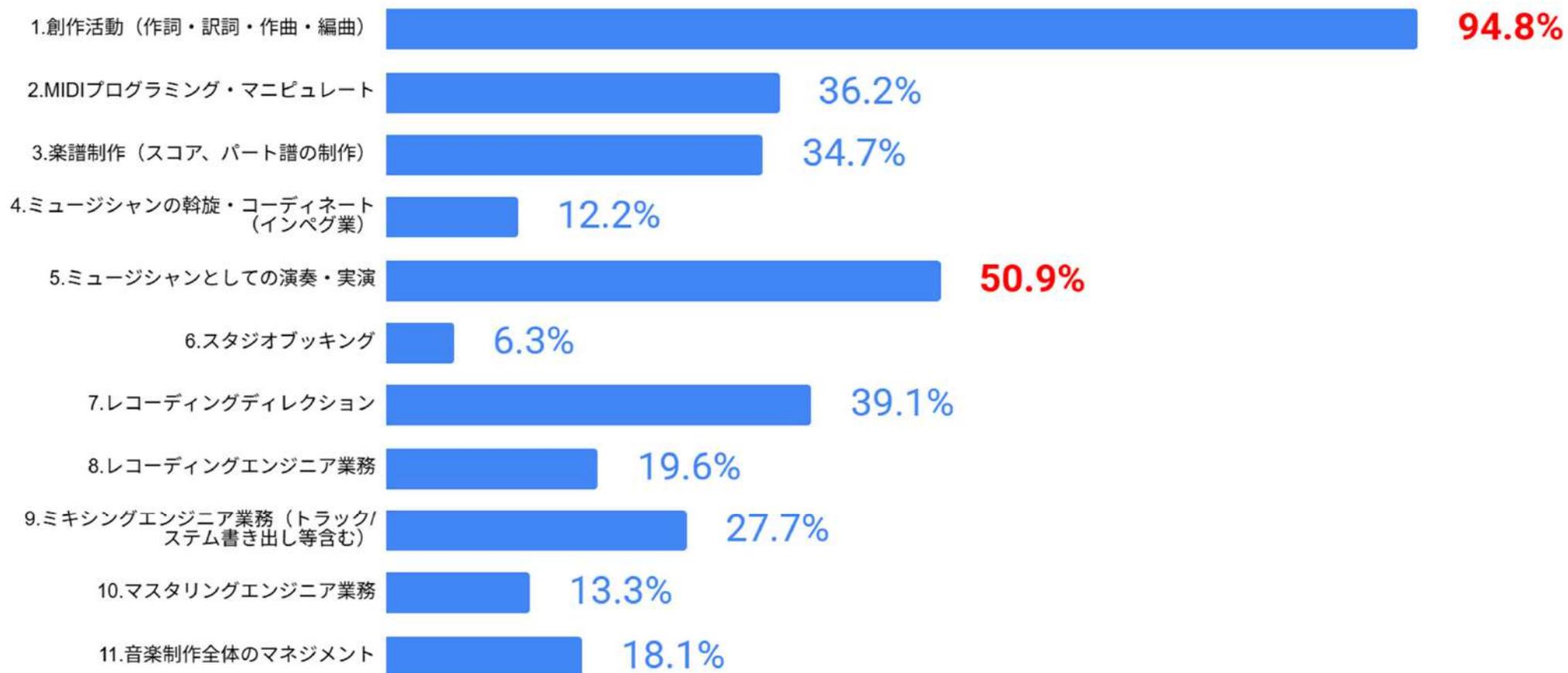
調査概要

調査目的	【音楽制作におけるフリーランス法対応の実態について調査をおこなう】 フリーランス法が音楽制作の現場にどこまで浸透しているか実態調査した。 また同法に関連して、新曲の創作を受注した際の報酬の有無等について調査した。 調査のポイント ・新曲の創作に係る報酬の有無 ・発注書の事前の明示の有無 ・著作権契約締結の事前の通知の有無 ・不適切な取引の経験
調査エリア	全国47都道府県
調査対象者	FCA加盟者 FCA非加盟者
回答者数	回答者数 : 273ss ※FCA加盟者 : 84ss ※FCA非加盟者 : 185ss ※今回の調査は全て任意回答のため、内訳は無回答者を除いた数。
調査期間	2025年12月1日 ~ 2025年12月25日

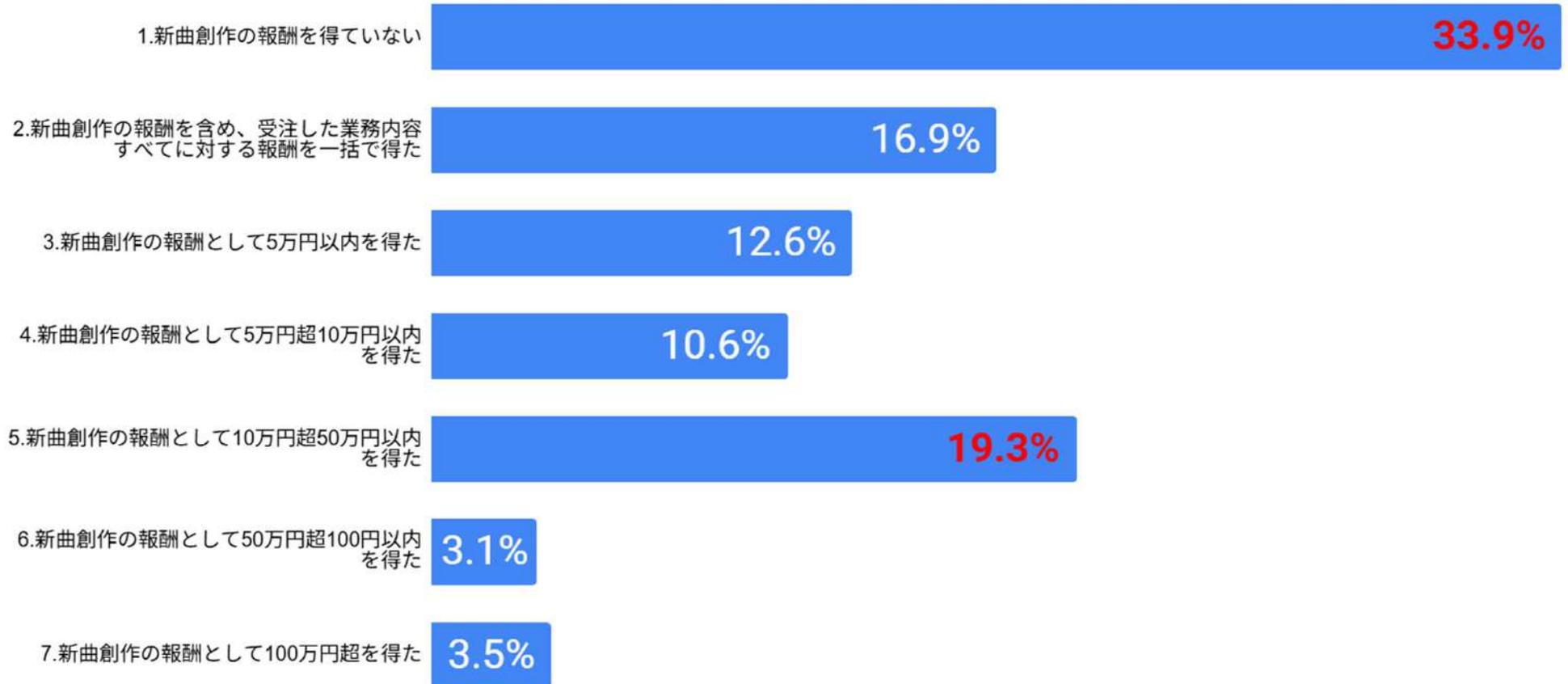
| 単純集計グラフ集



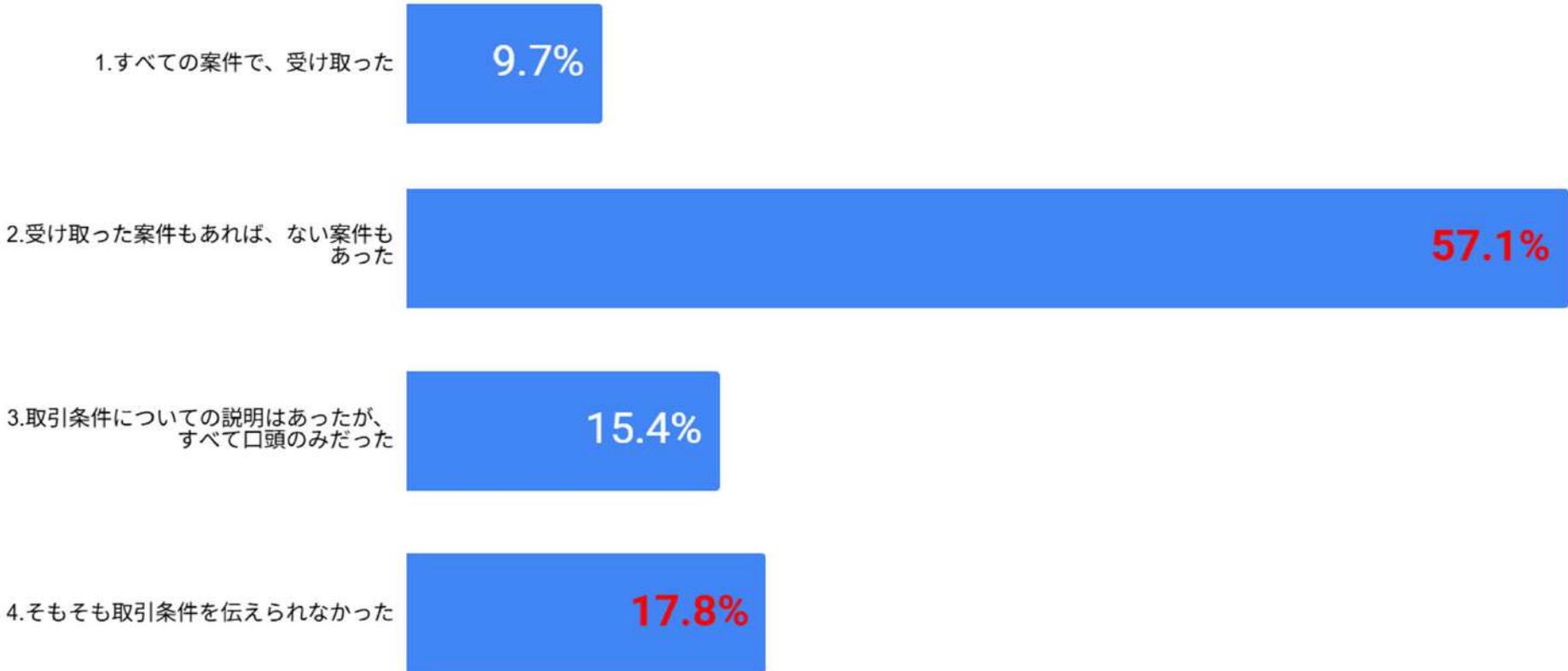
Q1. 普段、どのような音楽制作のお仕事をされていますか？
日頃請け負っている業務として当てはまるものを、すべて選んでください。(複数回答可)



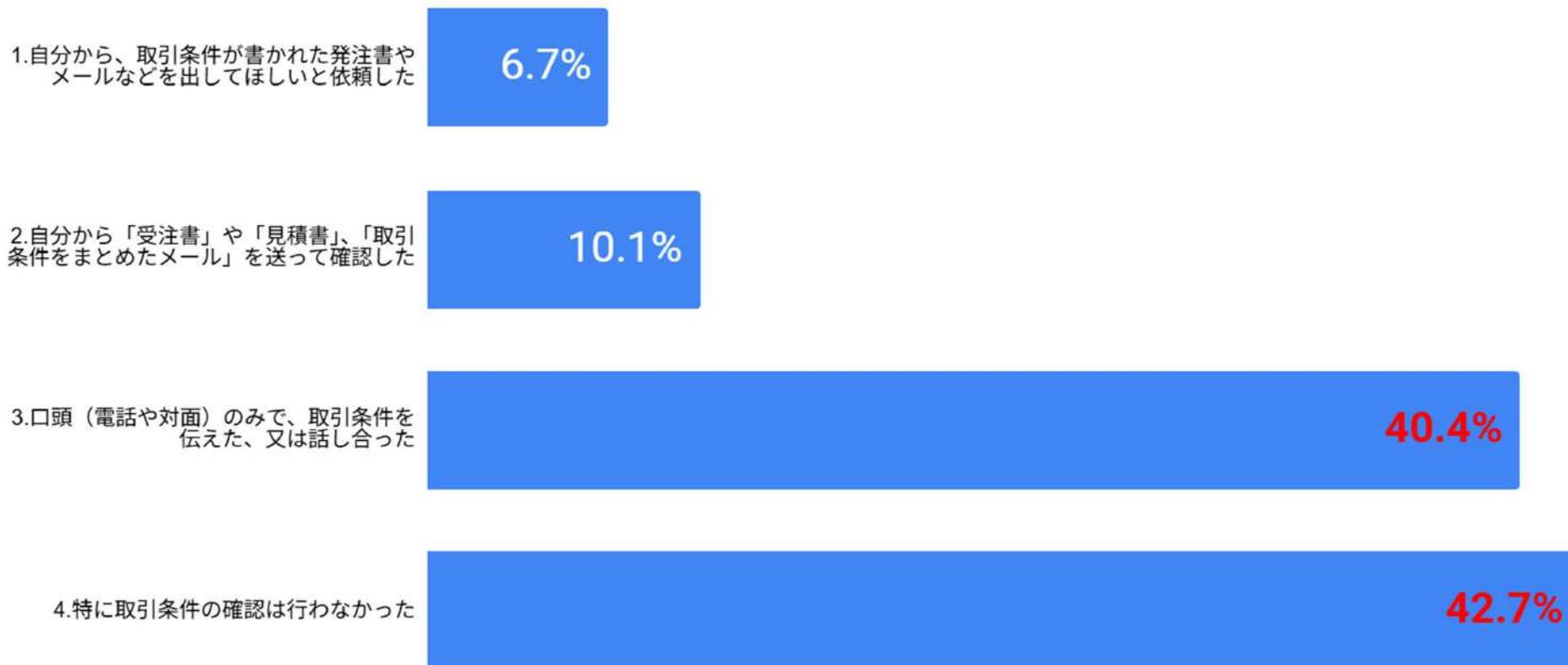
Q2. 2024年11月の「フリーランス法」施行後に、新曲の制作依頼を受けた方にお尋ねします。
著作権の譲渡や利用許諾のお金（印税など）とは別に、新曲創作の報酬（委嘱料・書き下ろし料・作詞料・作曲料・等）を受け取りましたか？（編曲料は除きます）



Q3「フリーランス法」では、仕事の依頼時に、発注者が「取引条件(仕事の内容や報酬額、支払期日など)」を明示することが義務付けられました。明示の方法は、発注書等の書面のほか、メールやLINEなどのメッセージアプリも有効です。2024年11月の同法施行後、音楽制作(新曲創作を含む)の依頼を受けた際、取引条件が書かれた「発注書」や「メール」などを受け取りましたか? もっとも当てはまるものを1つ選んでください。



Q4(a). 取引条件は、どのように確認しましたか？ もっとも状況に近いものを1つ選んでください。



Q4(b).その発注書やメールなどに、「著作権の取り扱い(※)」についての記載はありましたか？
(※著作権を発注者へ譲渡する、あるいは利用を許諾するなど)
もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1.具体的な条件も書かれていた
(譲渡・許諾の期間・印税率・管理方法などの
条件も明記されていた)

24.0%

2.具体的な条件までは書かれてなかった
(譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の
記載はなかった)

27.5%

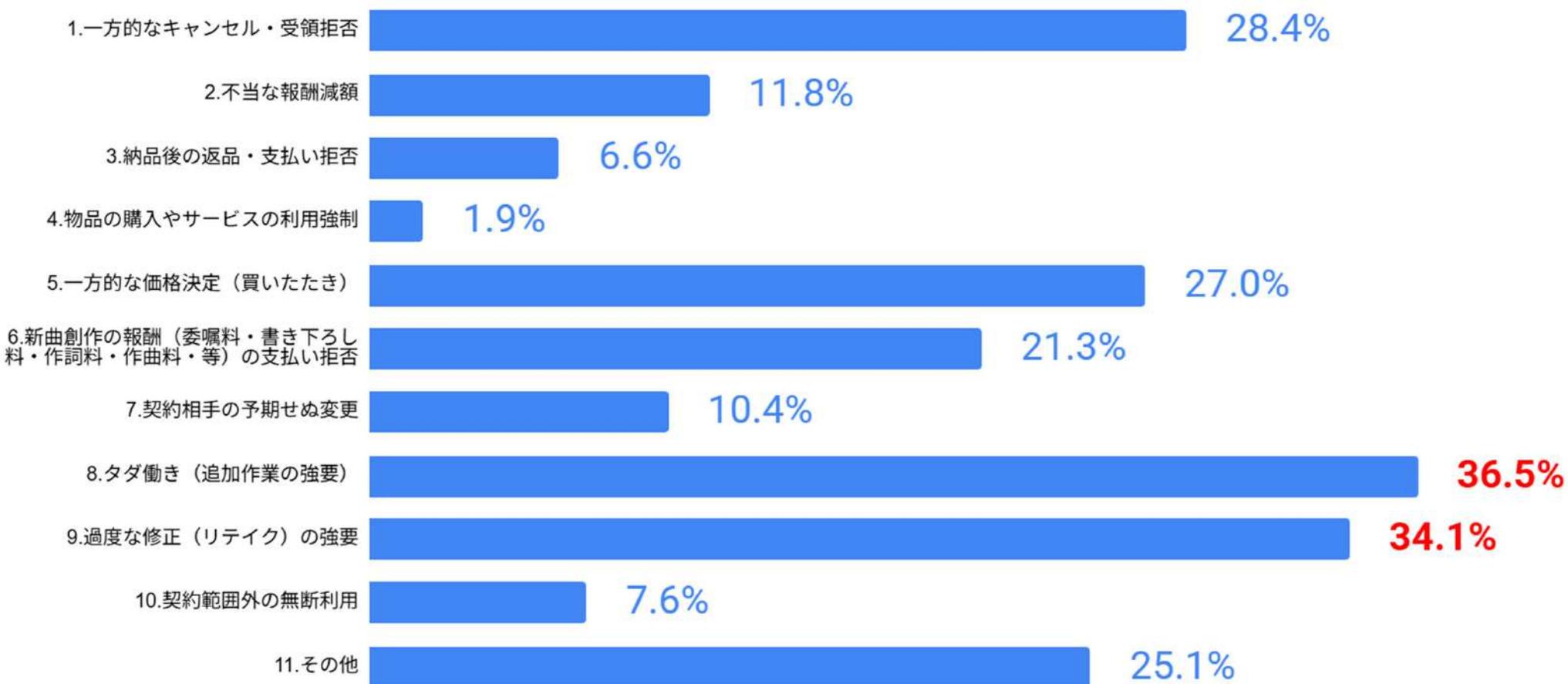
3.記載はなかったが、あとから求められた
(後に譲渡・許諾の話が出た)

18.0%

4.記載はなく、その後も求められていない

30.5%

Q5. 音楽制作の依頼を受ける中で、「不適切な取引ではないか？」と疑問に感じたり、トラブルになった経験はありますか？
当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可） また、
選択肢に該当するものがない場合は、「その他」として50字以内を目安に記述してください。

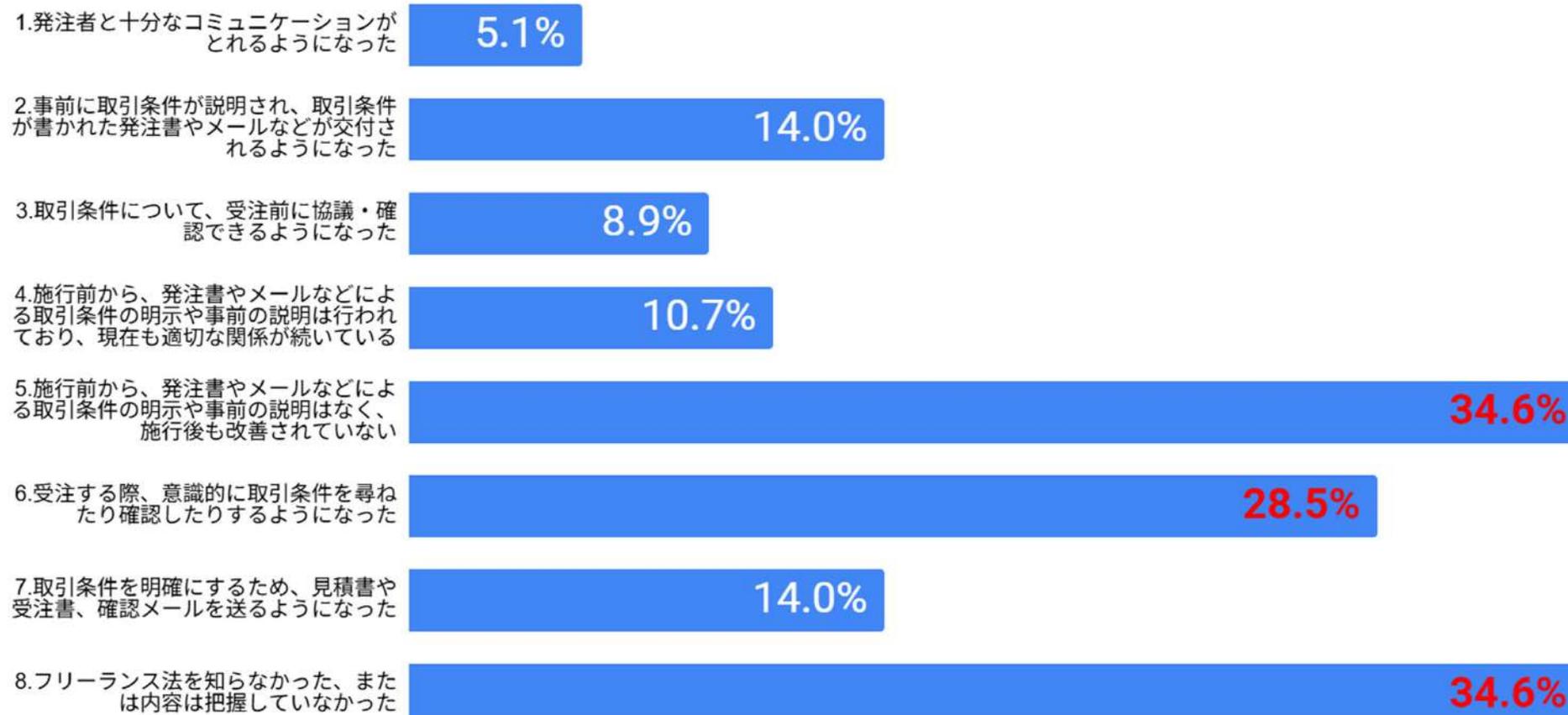


Q5. その他の自由記述

- 私達の作品を会社の方に配信依頼することにより、配信代金が発生する。
- 全て適正に進められました。
- デビューメンバーに変更があり、「いつか必ず録る」と言われたまま納品できていないため、支払も無し。
- 文化とはそういうものだから、白黒はっきりさせるのが良いわけではない。
- 曲を完成して一旦納品した後、1年3ヶ月も待たされてやっと返事が来まして、謝罪の言葉も軽いものだったので、取引を終わらせました。お金は貰ってません。
- 支払がいくらなのか、いつになるのかなどが明記されていないことが当たり前になっている。遅延も多い。
- 楽曲採用から一年後に制作費の支払が行われた。
- コンペ提出楽曲の無期限キープ。
- 制作会社から報酬の未払いがあった。
- 契約書に基づき報酬が支払われたが、その後その作品が公開されなかった（お蔵入り）。
- 請求書を送ってから60日以上経っても、報酬が支払われなかった。
- 本来のスケジュールとずれて業務が滞り、他案件に影響が出る。
- 実際にトラブルまで発展したことはまだない。
- 仕事が終了して、支払いとなった時に、報酬を払う会社が変わったり、期日が守られなかった。
- コンペに1choのデモ楽曲を提出し、その後決定につき詞曲アレンジをフル尺にして提出となったが、それから一切連絡がなく、半年経過している。
- 時間拘束が長く、相応のギャラではない提示があった（先方と相談後解決はしました）。
- 約束の日には支払われず、分割になった。
- 楽曲コンペでキープされた曲は事実上、返却してくれない。
- クライアントを仲介する作家事務所が契約内容の詳細を明かすことを拒む。

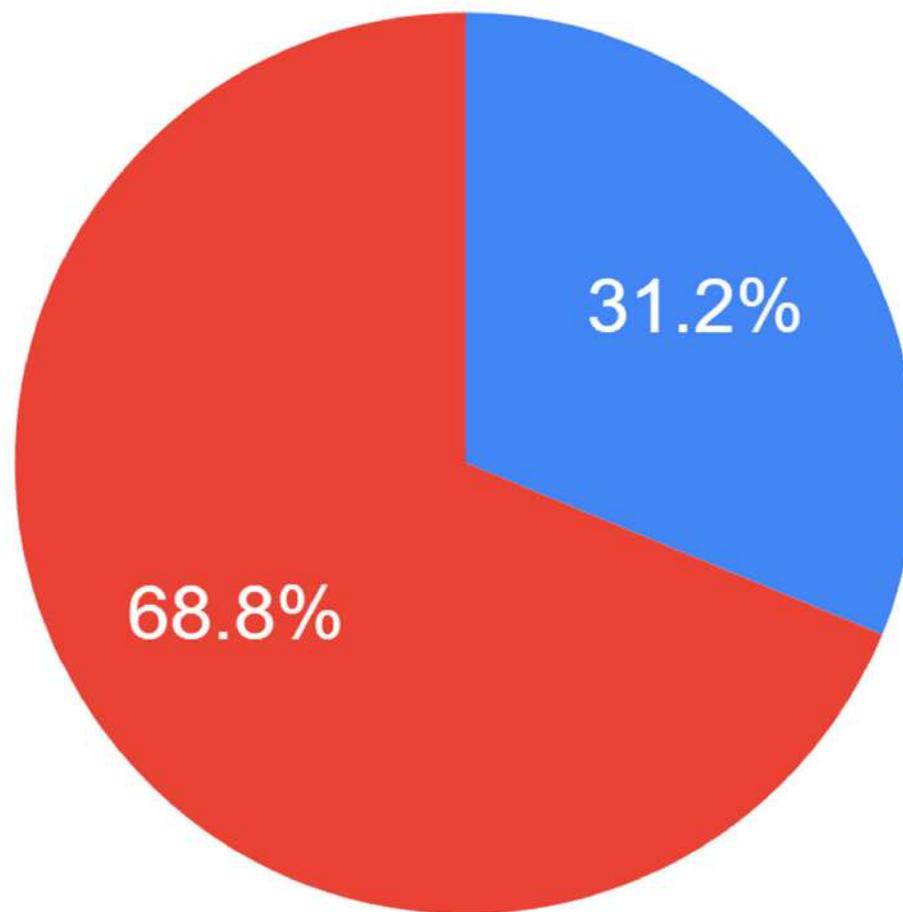
- 報酬の発生タイミングが作品のリリース決定後なので、データを納品して一年経過しても、支払いがないものもある。そもそも支払い期日が明示されないことの方が多い（先方の都合に左右されるため）。
- 納品したが、入金が遅れる。
- あんまり変な取引先は無い。大きめのアーティスト事務所も、個人もみんな丁寧、今のところではあるが。
- そもそも報酬の話はない。
- 事前にアレンジ費を確認していたが、納品後まで明確な回答がもらえなかった。
- 制作費はなし、報酬は印税のみです。

Q6. 2024年11月の「フリーランス法」施行後、発注者との関係や、あなた自身の意識に変化はありましたか？
当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)
※変化がなかった場合は何も選択せずに次の質問に進んでください。

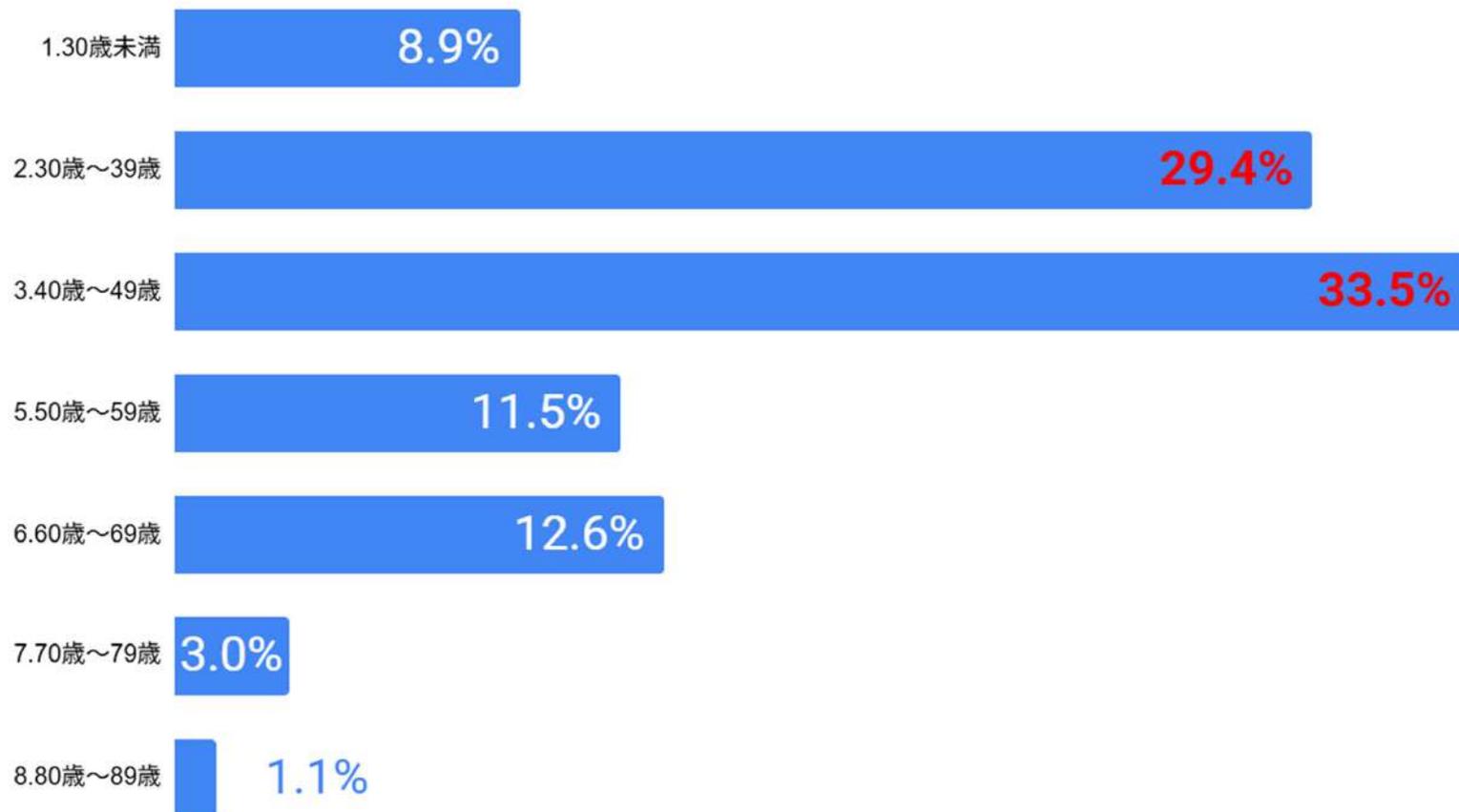


Q7. あなたはFCA（日本音楽作家団体協議会）の会員団体に加盟していますか？

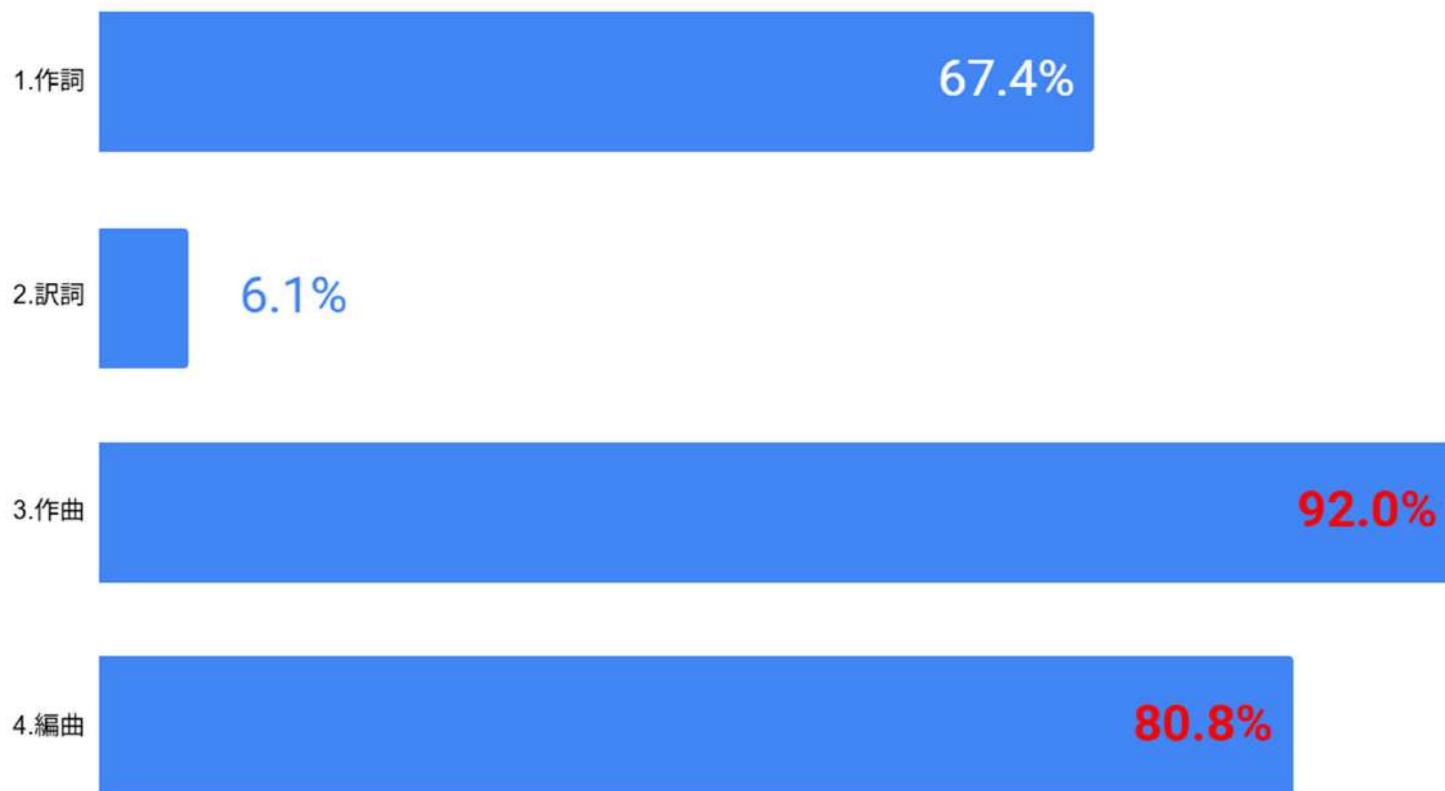
- 1.上記の団体のいずれかに加盟している
- 2.上記の団体のどこにも加盟していない



Q8. あなたの年齢を教えてください。



Q9.創作活動（作詞・訳詞・作曲・編曲）をしている方に伺います。音楽に関わる活動のうち、あなたの創作活動のジャンルをすべて教えてください。（複数回答可）



Q10. FCAは、音楽制作に関して、発注者とフリーランスの音楽作家の取引がフリーランス法に則したものとなるよう、取り組んでいきます。このことについてご意見や期待することがありましたら、500文字以内で教えてください。

- FCAの活動のおかげで作家の立場が改善されてきていると感じ有難いと思っています。それにしても私は、何も知らない勉強不足の恥ずかしい存在であったことにきずきました。これからは、少しずつ勉強してゆきたいと思っています。
- 諸条件を示さないで打診をいただくクライアントに対して、まずは記入を願うことができる「オフィシャルな」テンプレートがあるといいですね
- 発注者が大手の業者ではなく、個人に近い規模の場合、まだまだ制度自体知らない場合が散見されます。制度を丁寧に説明し、実効性のあるものにする手助けが必要だと思います。「要求」ではなく、納得した上で「協力」を仰ぐという姿勢が浸透を早めるのではないのでしょうか。
- 罰則がないので実質的な効力が乏しいように思います。
- フリーランス法違反と思われる事案（契約が24年6月）に関して、11月以降の契約ではないので対象となるか？弁護士に相談しました。しかしフリーランス法以前に取適（下請）法にも違反していると言われました。この2つの法律には重なる部分も多くあり、それらについても専門の方による解説、認知と普及に努めていただけると助かります。
- 大手企業のコンプライアンス意識はだいぶ改善したと思いますが、社長一人法人のような中小企業が相手だとまだまだいい加減な取引が多いと感じます。そのため大手企業・作家に対してではなく、小さなプロダクションや作家事務所などに対する周知を徹底していただきたいと思います。
- とてもいい法律ができたと思うのですが現状全く浸透していないのかなと思います。特に振込日に関しては告知されることはありません。
- ひな形の依頼書、契約書を公開してほしい。
- 曲制作を依頼する時は、口頭だけはやめてちゃんと契約書を渡してほしいです。納期とギャラの明記は必ずしてほしいです。嘘をつくのは、やめてほしいです。
- こんなにも音楽制作者を慮った法が生まれてくれたことに感動すると同時に、自分から取りに行かないと知ることが出来なかったのが、今後はこの内容を踏まえてより良い仕事とやりとりを叶え、関係者にも伝達していこうと思いました。
- ハリウッドの俳優組合のような、労働条件や賞金に関する保護受けられる団体が欲しい。
- 団体に加入することで得られるメリットがあれば具体的に知りたいです。
- 創作者は、たとえ事務所に所属していたとしても立場が守られないことがあります（背中から...ということもある）。フリーランスだと尚更です。ここまで社会的システムが変化したにも関わらず、関係性の序列が何十年も変わらないままでは、これ以上の成長は望めないでしょう。たとえ若手であろうと当たり前権利を主張できるよう、法律もありますが、まずはお互いに改めて正当な関係性を認識し合うことが必要だと思います。双方が業界にとって良い形で進んでいけるよう、時代に即した改善を望みます。
- 特にコンペ形式やデモ段階の楽曲制作の場合、契約書や条件などが提示される事が少なく、不当に楽曲の使用権を制限されることが多いと感じます。コンペ自体は新人作曲家のキャリア形成にとってプラスになる一方で、作曲家を搾取する構造にもなりやすいと感じます。また、それが常態化していることは問題だと思っています。
- 少額でもギャラ未払いや、発注した制作物の納品拒否(代金の持ち逃げ)に対し、気軽に使えるような救済措置。(事務所を介していても、クライアントが逃亡するとどうにも話がまとまらないので、作家本人が利用できるのが望ましい) それと、印税とは別に制作費を出すことを義務付けられないものかと。

- 幸い、厄介な依頼者と関わる事はないが、X上などでそういう報告をみると同じ同業者として悲しい気持ちになります。日本という国において資本主義国家にも関わらずクリエイターがお金を稼ぐという事が良しとされない風潮に便乗し、クリエイターを使い倒す様な発注者が1人でも居なくなる事を願います。
- 実際のところは以前からほとんど変わってはいない現状だと思います。
- コミュニティサイトの様な感じで仕事が集められているHPのようなものがあって、自分から仕事を取りに行くようなツールがあると有難いと思います。
- フリーランス法を広く周知するためには、まずは大手の放送局や音楽制作会社等が率先して、契約書と契約内容の相互理解を広めることが先決だと思います。上位大手がやらない限り下部組織もしくは下請け業者はやらないでしょう。
- 著作権使用料とは別に作詞、作曲の報酬はあるべきだと思います。昨年映画の挿入歌を作詞しましたが映画で上映されたものはプロモーションの一貫で委嘱扱いになり、リリースもされていないので、現状手元には1円も入っていません。出版社にも直接掛け合いましたが「めんどくさいことを言うなら今後の取引は難しい」的なことを遠回しに言われました。フリーランス法が出来ても相変わらず、クリエイターは下に見られているなど感じる日々です。サブスクではまったく創作活動が成り立たないので、制作費を出してもらえるよう業界が変わることを強く願います。
- 作品をプレゼンした場合、放置される事があるが、採用か不採用かを期間を決めて知らせてもらえたら、と思う。（大切な作品なので他で生かせる場所があればそちらへ持って行きたい）
- 私の場合はフリーランス法にのっとった契約、事前説明などは皆無です。施行後も全く何も変わっていません！
- TV向けライブラリーBGMの作曲業に関して、買取という形態ではなく、制作料+印税の形式をデファクトスタンダードにしてほしい。
- フリーランス法が施行されても、フリーランスの一個人としての扱いは、音楽業界では何の変化もありません。是非団体として引き続きフリーランス法の徹底を要求し続けて下さい。
- リテイクの数や支払日、著作権周りのことは契約、合意が完了してからお仕事を開始できるようになってほしいです。
- より良い環境になるように期待しております。
- どうしても発注者主導となりやすく、作編曲の作業労力は軽視されがちで、配慮が行き届かない風習があったのは事実なので、改善され双方にとって、健全な仕組みになっていく事が大切なので、良い取り組みだと思います。
- 比較的弱い立場を強いられやすい、著名でない作家にも公平公正な権利が保証されるような環境整備に尽力していただきたい。
- フリーランス法自体が、周辺クライアントに認知されておらず、もっと周知のための活動ををしてほしい。
- 少し違うテーマですが、先日、ある社よりインボイスに関する対応の書面が届きました。内容はインボイス登録していない事業者の取引価格は下げるというものでした。大手との取引では交渉することは難しいです。是非、インボイスの対応に関しても、より声をあげていただきたく思っております。
- いつも大変お世話になっております。引き続きご尽力よろしくお願いいたします。

- 音楽業界には、「事務所専属」「マネジメント契約」といって、フリーランス契約をしている作家が多くいます。そうした作家は提携先の尽力なしに報酬を上げることができず、この賞上げの時代に大きく取り残されつつあります。公正取引委員会の定める「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に「発注者として、経営トップが関与すること、発注者から協議の場を設けること、説明や根拠資料を求める場合には公表資料に基づくものとする、直接の取引先である受注者とその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して」とありますが、ソーシャルゲームや同一アーティストの案件など、複数曲に渡り継続的に仕事を請け負う場合、この「協議の場」というものが設けられることは、全くといっていいほどありません。発注者・受注者の間では、どうしても力関係が色濃く残ってしまっているため、発注者への広く強い注意喚起、業界全体の意識改革が必要だと思われます。
- 請負側、受け入れ側双方が適切且つ妥当な条件を前提に活動をしていきたい
- 事前の取引条件の明示が当たり前になるようにもっと広まってほしい。
- 細かい法律を長文で書かれても双方が理解できなければ意味がないので、簡単でもよいので契約を交わすときに最低限必要な内容を分かりやすく提示して、それを徹底できるようにFCA全体で周知してほしいです。中にはメールも使えないような事務所から電話で依頼がくる場合もあり、証跡を残しにくい実態もありますので申し添えておきます。
- 正直なところ、フリーランスの身としてはこちらから企業側に強く出るのは怖い部分があります。（面倒な人だと思われて仕事がなくなるのでは？と考えてしまいます）もちろんフリーランス側も動くことが大切かとは思いますが、発注側が適切な動きをする様に広がりを見せてもらえると非常に有り難いと感じています。
- 隣接権に関してもご検討ください
- フリーランス法を始め、法律関係の知識がクライアント側、受注者側共にまだまだ浸透しきっていない印象もありますため、理解や認識が広まり、法律に則った契約を行う事が常識になると良いと思っています。
- 演奏の仕事のほとんどが依然としてスケジュールの確認のみで、報酬の提示をされることはないです。仕事の当日の時点で大元の発注元とバンドインペグ間で報酬が決まっていけないケースも多いようです。
- まだまだ事前確認ができない案件が多い。自分のことではありませんが、オーケストラのトラの料金が安すぎる。レコーディングでもスタジオミュージシャン料金とオーケストラのギャラでは大きな隔たりがあります。
- いわゆる大物作家さんでも書き下ろし料を請求せず印税しか受け取っていないとお聞きしました。なので、新人やあまり有名ではない作家が、そういったものを請求するということが自体が、まだまだ普通ではないことのように感じます。しかし実際は印税報酬のみのほぼタダ働きというのが、実態です。しかもスマホのギガ使い放題のごとく、作り直しや急ぎで次々と作業を求められたり、作家側が圧倒的に弱者となっています。作家がもっと安心して働き続けられるような制度になってほしいです。
- 中小の発注者、もしくは個人発注者にも、浸透して行く事を望みます
- 大変素晴らしい取り組みと思う！末端の私にまで浸透して欲しい。今のところ自分の仕事を自分で守ることしか出来ない。
- レコード会社から定期的に作編曲の依頼を受けているので、今さら詳細を文面にしてもらおう気はない。逆に面倒な事を言っただけを切られる可能性もある。
- FMラジオの制作サイドからアンケートに答えるなどプレッシャーをかけられました
- 編曲についてはあるが、納品後に発注書がくるケースがあった。ただ、双方が暗黙の了解で進んでおり、特に問題にはなっていない。個人間の取引で発注書が来るケースはまずなく、自分から簡易的なものを使ってあげるときもある。
- 頑張っても交渉しても取引を切られたりするので、未だ言い出せない相手はいるので、絶対的な法律の制限・ペナルティが欲しい。著作権や著作隣接権も結局は譲渡を迫られるので、どうしたらいいか。

- 受注者に対してフリーランス法を適切に理解してもらえる様なテキスト、フォームなどがあったら使用したいです。
- 借越ではありませんが期待しております。なにより発注側の慣習が変わってほしいなと思っております。
- フリーランス法に則した取引を推進するというFCAの姿勢は、音楽制作の現場にとって非常に重要で、歓迎すべき取り組みだと思います。音楽制作は成果物が無形で、制作過程も見えにくいいため、契約条件や報酬、権利の扱いが不明確なまま進むケースが少なくありません。発注時の条件明示、支払期限の遵守、著作権や二次利用の取り扱いの整理が業界全体で標準化されることを期待しています。また、発注者・作家双方が理解しやすいガイドラインや実例の共有を通じて、健全で持続可能な制作環境が整うことを強く望みます。
- フリーランス側よりフリーランスと仕事してる側が理解してる感じがしない
- 作家の権利向上にご尽力くださり、有り難うございます。それぞれが個人事業主のため、まとめて声を上げることがなかなか難しかったため、少しずつ変化が起きていることを実感しています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- B to B の案件の場合、納品後クライアント側から「これで全て完了ですので、請求書を出して下さい」と報告する義務付けをしてほしい。現状こちら（クリエイター）側から「請求書はもう出しても大丈夫でしょうか？」と伺う形でほとんどの仕事が進んでいるため。
- 空気より軽い音楽、が生まれなくなりますように。
- 冊子が欲しい
- 発注者の義務化を強めて欲しい
- 作家個人がいくら勉強したり理論武装をしたとしても、それを取り扱うレコード会社、プロダクション、作家マネジメント側の意識、知識があまりに足りないと思います。どこかで見え隠れする優劣関係のようなものが、いつまで経っても横たわっている、所謂『使う側』の業界全体の意識の改善が必要と考えます。
- フリーランスが生きづらいと言われたい世の中になればいいなと思っております。
- 簡単な窓口や気軽に相談に乗ってくれるような場があれば嬉しい。
- 正式なメールなどで仕事依頼の記載がある会社（フリーランス含む）もあれば、スケジュールだけ抑えられて、後ほど金額を口頭で伝えられる場合があるなど、フリーランス法が浸透してる会社（担当者による）としてない会社（担当者による）が半々くらいあるイメージです。
- 難しい内容だと思いますが期待しています。宜しくお願いいたします。
- 事務所所属作家の場合契約関係のやり取りを事務所スタッフに一任している場合も多く、今回のアンケートにそもそも応えようが無いレベルかもしれないと思いました...！
- 某音楽事務所との仕事においてフリーランス法に則り、正規の手続きを踏むようお願いした事実自体が「生意気である」と取引を停止され、「評判が悪くなるね」と脅されるような文言を受け取ったことがありました。協業しているアーティストが、その事務所のアーティストやタレントと共演などがある（ご本人はあまり強いバックボーンがない方）ため、これ以上の関係悪化を恐れ、2曲分の楽曲制作費を未受領（編曲は外注したため、その費用は当方が負担し支払った）のまま、現在に至ります。まだまだこういった状況があるため、少しでも早く業界に浸透していくことを願っております。

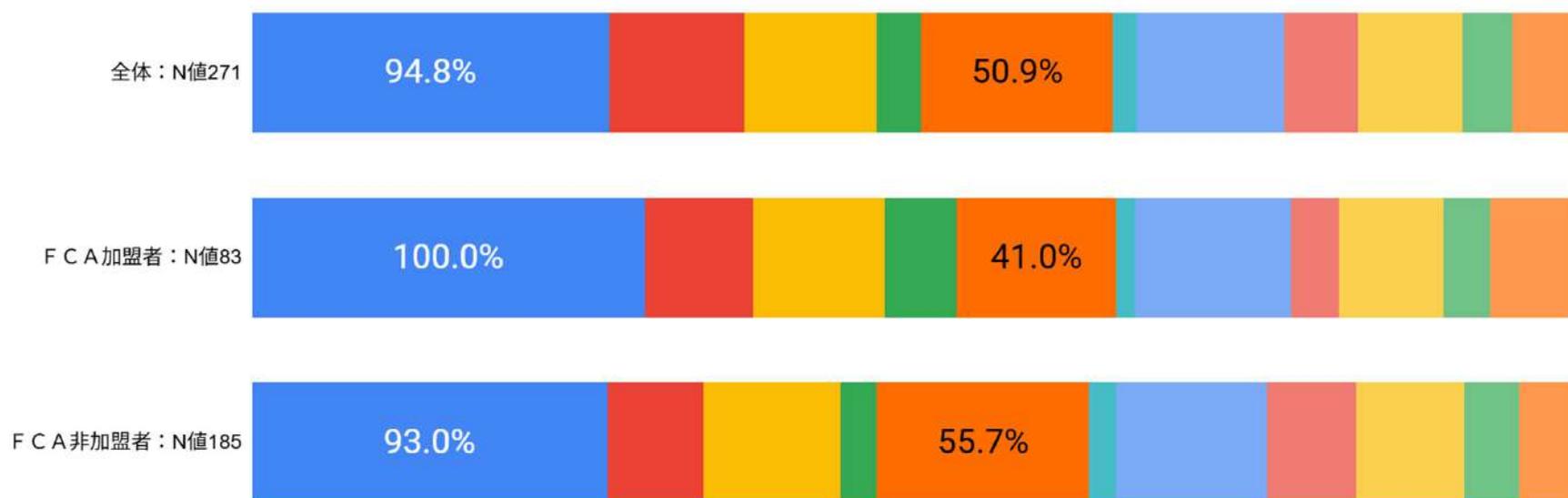
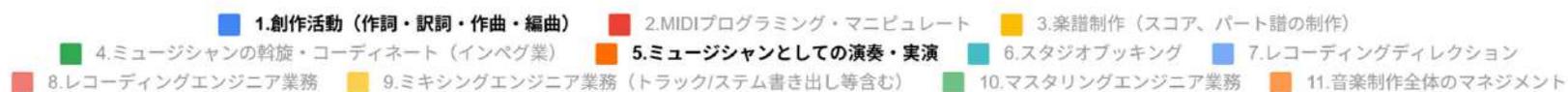
- コンペという形式を是正しなければ不可能だと思う。いまだにコンペ形式で仕事を得ている作家は多いが、コンペシートに取引条件が記載されていることは無く、コンペに採用された段階で拒否するという選択肢が実質ないため、取引条件が適正かどうか判断できるタイミングがない。そもそもコンペ自体がフリーランス法等に反していないのか、甚だ疑問である。
- 特に大きな案件だとタダでもやりたいという人が多く、クリエイターの立場は弱い。
- フリーランスがもっと心地よく取引できるような改定案が欲しいです。インボイスも廃止して欲しいです。著作権についてや、クレジット表記もきちんと、作編曲家だけでなく、エンジニアや携わった方みんなを明記するようになってほしいです。
- こちらに不利なことがあっても関係性の悪化を懸念すると結局こちらからは何も言うことは出来ません。買い手市場が故、圧倒的に発注者側の立場が強いからです。いくら法整備されようと、争えば仕事が無くすだけになるのが現状です。
- 価格破壊が進行しすぎていて、クリエイター業を廃業する人が多すぎます。報酬の参考価格を業務実績と照合し、参考値とできるような活動があると有り難いです。
- もっと告知、宣伝して欲しい
- 印税の配当は最低でも25%と長い間認識しておりましたが、そこからまた管理手数料などの名目で数%の手数料を取る出版社？があると聞きました。（そこから所属事務所の正規のマージンを引かれるので、本来よりも少ない収入になります）現在認識しているのは3社ほどですが、最初にその条件を飲んだ人のみ仕事ができるシステムになってるようです。嫌なら仕事を振らないというのは、かなり弱い立場の私達からしたらパワハラに近い感じがします。今は少ないので、参加しなければ良いのですが、みんながコレを良しとしてやり出すと恐ろしいと思っています。かなり強気なパーセントを発注書に載せているところもあります。発注書は守秘義務があり、破ると法的に～などの文言もあります。口外出来ないようになっていて、怖さを感じました。
- 是非、相談窓口。
- フリーランス新法施行から少しずつ変化は感じていますが、まだまだ旧態依然としている現場も多々あります。やりがい搾取と感じる言動も、まだまだ見受けられます。また立場的にそれらを指摘しづらい空気感は、さほど変わっていない印象です。短期的には不可能であると思いますが、将来的にはアメリカのユニオンのように取引条件の明示をしたり、作家とクライアントの間での金銭的、法的なやりとりを代行してくれるシステムが、日本にも生まれれば良いなと感じています。ギャラや著作権についてもユニオンにきちんと管理してもらえ、作家は事務作業や交渉等に気を取られることなく、創作に専念できる環境が準備されているとのことでした。
- 諸々のトラブルも含めてですが、最近、振込先を退社予定の会社を指定してしまっただけのために、自身と発注者との関係が証明しづらい状況になりまして、弁護士に相談したところ、発注書でのやりとりを最初に介することが一般的であり、個人に来ている仕事である証拠になる事を知りました。そのタイミングでフリーランス法というものも目にしました。発注者とのLINEでのやりとり内容はありますが、発注書のような形のものもあればよりその証拠を証明できると感じ、後悔しております。
- フリーランスの立場を守る理念は有り難いが、発注側、受注側どちらの立場の際にも現場の運用として、条件の明示や確定を待っていると進まない状況や納期のものもある。それらを遵守することの大事さも自覚しているが、仕事の機会損失やコストも考えるとまず動き出した方が良いという、クリエイティブ業独特の慣習があると思う。もちろん着地後に楽曲の取り扱いが明示された書面を残すこと。不払いや減額がなくなることは大前提だが、スムーズに取り掛かる現場の運用に即した臨機応変さ、柔軟さのある制度や取り組みであって欲しい。
- 買いたたき及び不払いなどを起こした事業者を匿名で公表できるプラットフォームが欲しい
- ゲーム音楽やBGM制作では、支払い期日が明記されることも多いが、歌ものの制作現場では、納期はあってもいつ支払われるかは明示されず、入金までかなりの期間を要するものが多く、収入が不安定になりがちなので、どの現場でも適正な取引が行われることを期待する。
- 編曲依頼料にて一年1000万以上売り上げていますが、大手レーベルからの制作でも、9割以上が取引内容を事前に共有することがないのが現状です。まずは大手レーベルからFCAさんが働きかけを行って、業界全体の動きがすこしでも変わることを望んでいます。

- 海外取引では、実態としてあまり意味がないように感じています。改善を期待しています。
- 大元の発注企業と、実際に業務をこなす私との間に「マネジメント的」な役割として介入してくる企業がいるのですが、このマネジメント的企業が、発注企業からの情報を私に対して正確に伝えなかったことで、報酬の認識違いが起こってしまいました。結果として、私と発注企業の関係にヒビが入ることがありました。
- 小規模な案件に関わることが多く、事前にギャランティの確認などが行われることが、まだまだ少ないのが現状です。このような末端まで制度が行き届くようにするのは難しいことだとは思いますが、全てのスタッフが認識し実行できるようになることを願っております。
- 企業案件がちゃんとしていけば、個人的にはOK。個人なら、信頼のおける関係性がほとんどなので、気にしていない。アーティスト事務所なら、社長からマネージャーやら、みんな名前も住所もその他全て把握できてる人が多いので、すぐ変なことしたらバレる風通しのいい企業や人間が自分の周りが多いから、仕事に関しては心配してない。あとは俺が頑張るだけ。
- 制作開始前に、金額および支払期日を明記した契約が行われ、売掛金保証の仕組みが、音楽業界においても、慣習として定着すると、安心して制作に取り組めるようになるのではないかと思います。
- 今回の質問にあったように、案件の着手時に関して、"作曲料"などが当たり前のように請求できるような、そんな日が来たらいいなと思っています。印税が入らない...それはもちろん案件にもよりますが。タダ働きを数ヶ月しているような、そんな感覚に辛くなる時があります。
- もうしばらくメジャーの仕事はしていないけど、いつ案件が始まって終わるのか、いくらお金がもらえるのか、最初からわかるようになっていたらいいなと思う
- フリーランス110番の弁護士相談を半年に亘り、複数回利用しましたが、弁護士の質、対応の内容に愕然としました。これでは何も変わらないと思いました。
- フリーランスは、仕事の受・発注に限らず、社会的に「自己責任」とされる部分が多く、プレッシャーを受けているように思います。日本では、警察を含む中間権力が大企業や富裕層、政治家、暴力団などには甘く、弱い個人ばかりを標的にする傾向があると感じます。こうした権力の偏向が進むと、隣人同士で支え合い、治安を維持してきた日本人の良さが失われ、個人は孤立します。真に恐るべきは、中間権力そのものや困窮した個人ではなく、企業が土地を買い漁り、住宅費の高騰や雇用の不安定化を通じて個人を困窮させる、構造的な問題です。こうした視点からも、フリーランス法の運用にあたり、個人が不当に圧迫されない仕組みづくりを強く期待します。
- フリーランスという立場上、報酬や条件が担保されない状況が多い上に法律上の権利も守られない傾向にある為、今後の活動に期待しております。
- FCAは作家の権利を守ることでできる唯一の団体といっても過言ではないと思います。作家の声を集め、声を上げられる団体として頑張ってください！
- フリーランス法が発注者に対して周知の事実になってほしい
- 会員数や、まとまった人数の声が束となり、既存の業界へ届いていく必要性を感じています。どうか先陣を切って風穴を開けて頂けたらと思います。これからも惜しみなく協力いたします。
- 作曲・作詞のみの創作に関しては、報酬が印税のみのことが多いと思います。制作費用は頂けないケースが大半だと思いますので、そちらに対しても報酬を頂けるようになるといいなと思います。
- 文書にて発注され、打ち合わせも経て、既に作業していた案件がありました。いつのまにか、他の方が担当になっていました。一切の補償がありませんでした。現状、泣き寝入りするしかない法体系に、深い疑問と強い憤りを感じています。

クロス集計 グラフ集

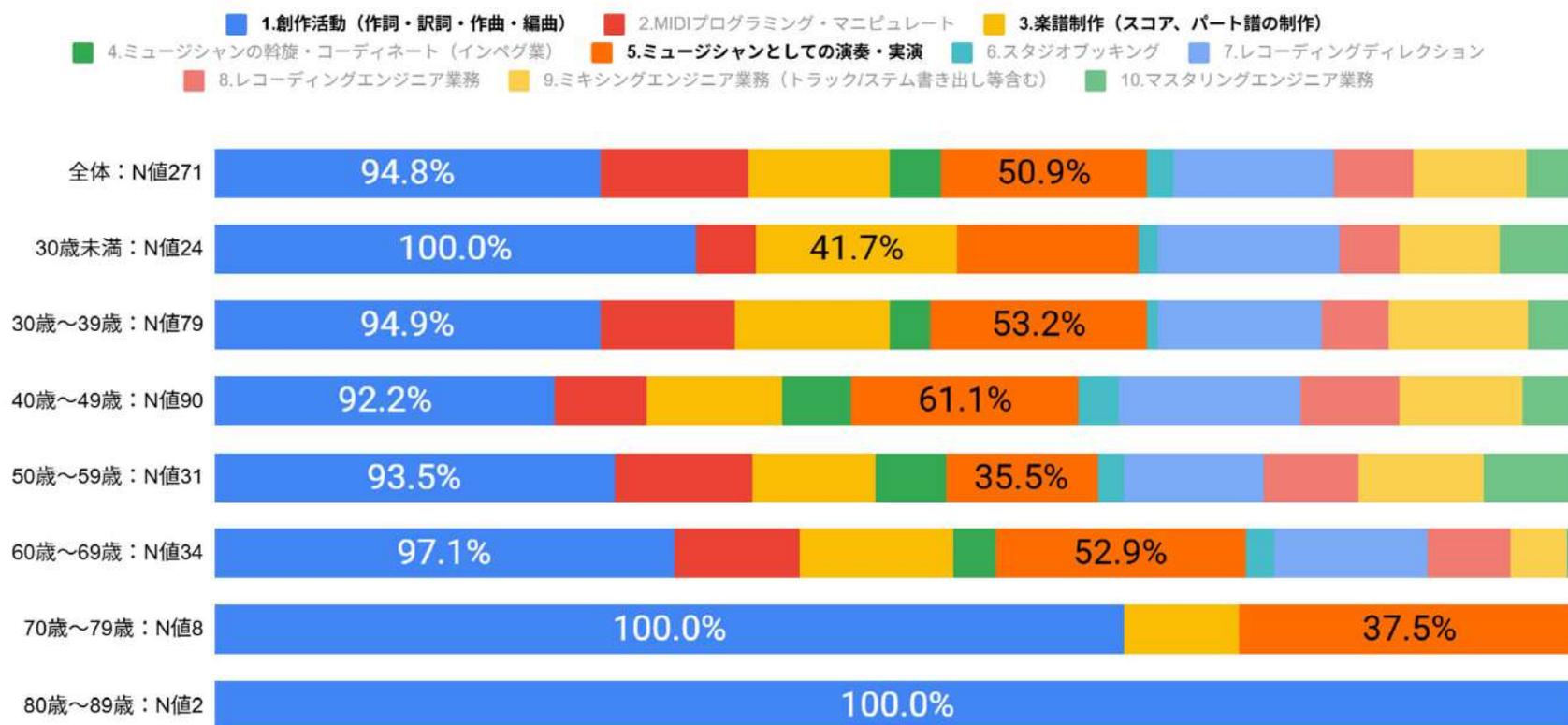


受注している音楽制作の内容×FCA加盟・非加盟



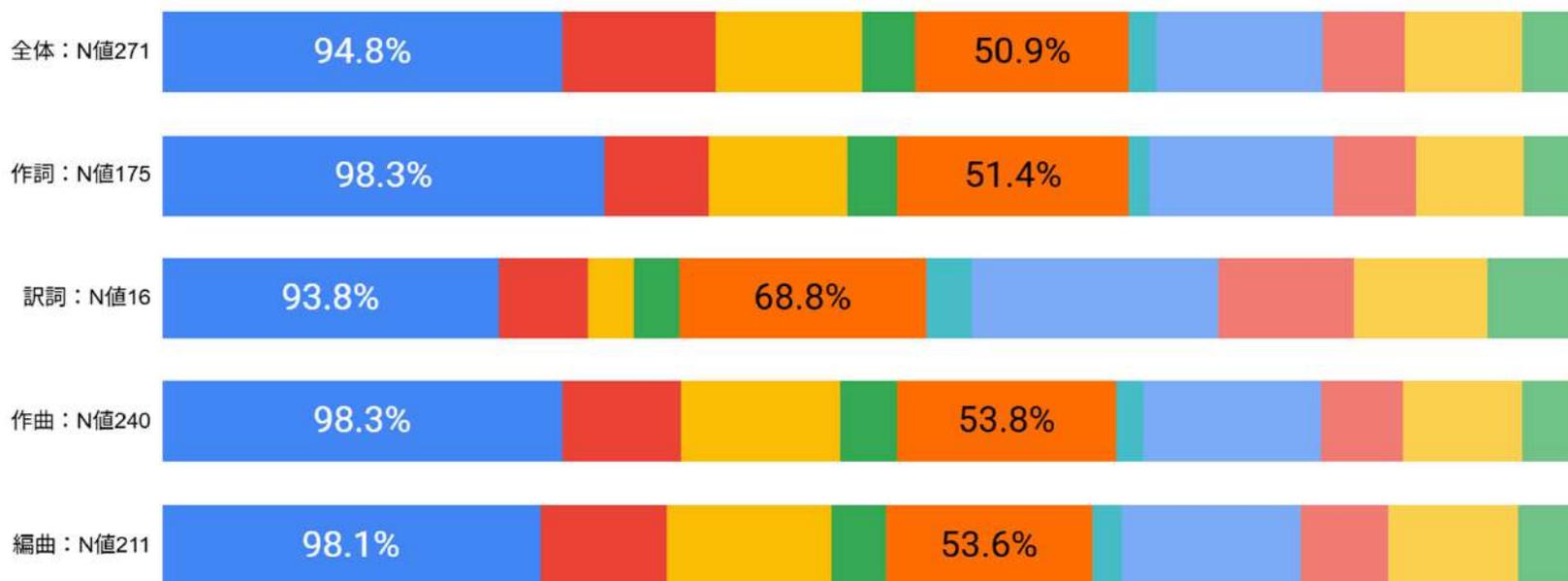
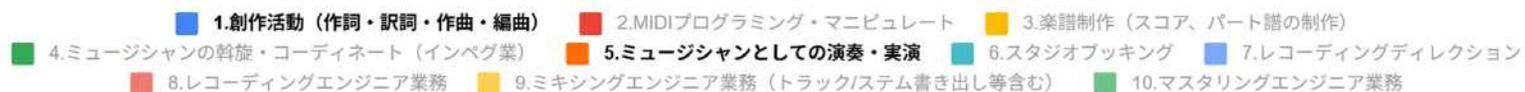
- ・ 全体では、「創作活動（作詞・訳詞・作曲・編曲）」が94.8%で1番目に高く、「ミュージシャンとしての演奏・実演」が50.9%で2番目に高い。
- ・ 「FCA加盟者」「FCA非加盟者」いずれも、「創作活動（作詞・訳詞・作曲・編曲）」が1番目に高く、「ミュージシャンとしての演奏・実演」が2番目に高い。

受注している音楽制作の内容×年齢



- ・ 全体では、「創作活動 (作詞・訳詞・作曲・編曲)」が94.8%で1番目に高く、「ミュージシャンとしての演奏・実演」が50.9%で2番目に高い。
- ・ 「30歳未満」は、「創作活動 (作詞・訳詞・作曲・編曲)」が1番目に高く、「楽譜制作 (スコア、パート譜の制作)」が2番目に高い。
- ・ 「30歳～39歳」「40歳～49歳」「50歳～59歳」「60歳～69歳」「70歳～79歳」は「創作活動 (作詞・訳詞・作曲・編曲)」が1番目に高く、「ミュージシャンとしての演奏・実演」が2番目に高い。
- ・ 「80歳～89歳」は、回答者のすべてが「創作活動 (作詞・訳詞・作曲・編曲)」。

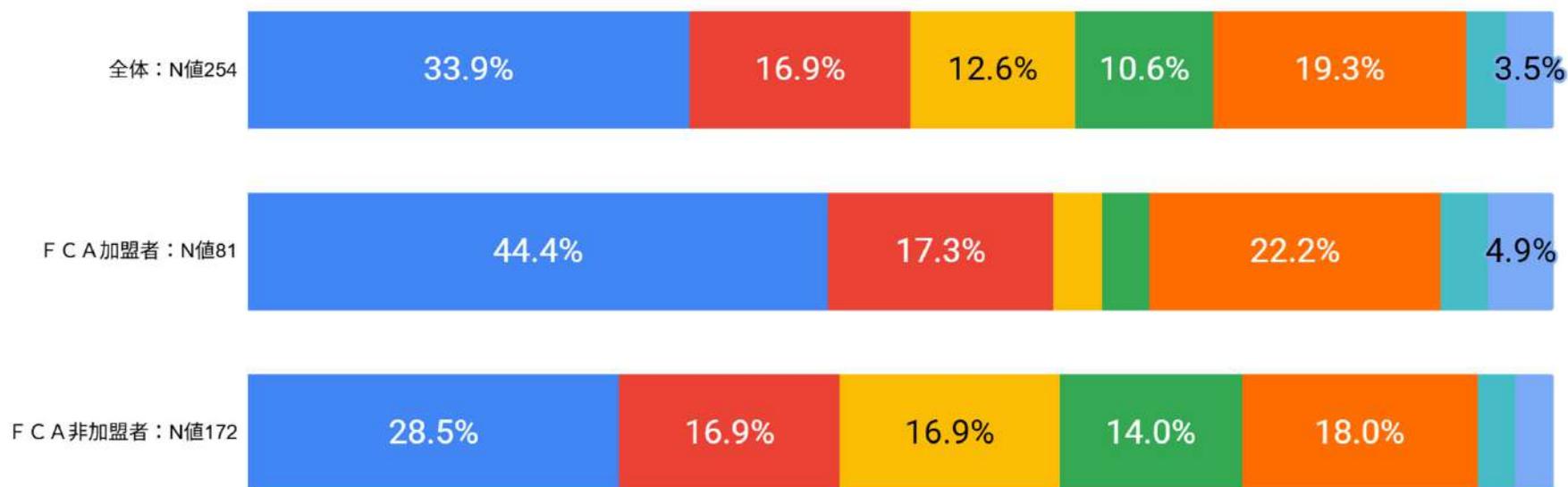
受注している音楽制作の内容×創作活動ジャンル



- ・ 全体では、「創作活動（作詞・訳詞・作曲・編曲）」が94.8%で1番目に高く、「ミュージシャンとしての演奏・実演」が50.9%で2番目に高い。
- ・ 「作詞」「訳詞」「作曲」「編曲」、いずれも「創作活動（作詞・訳詞・作曲・編曲）」が最も高い。

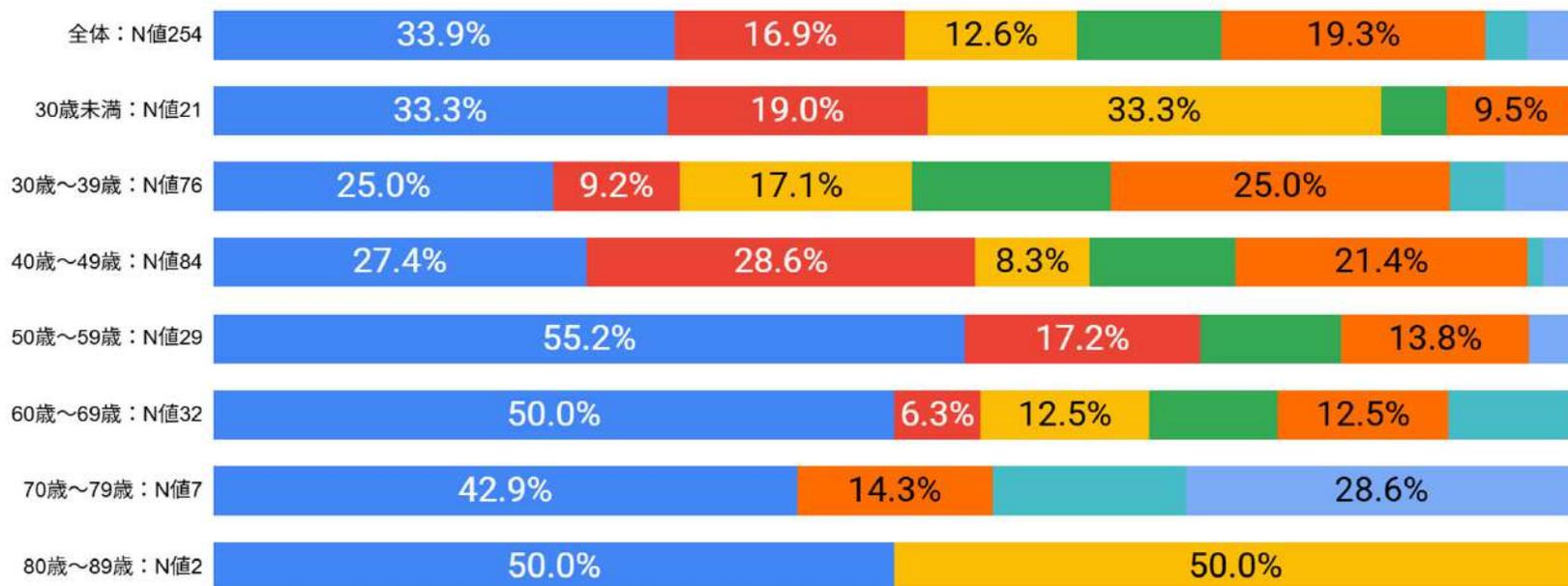
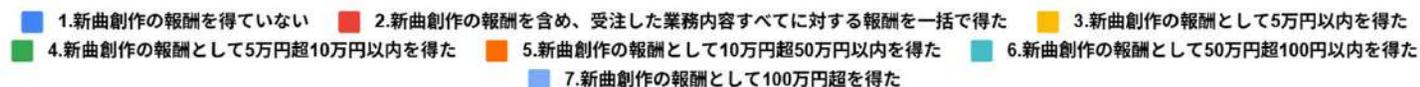
新曲の創作に係る報酬の有無とその額×FCA加盟・非加盟

- 1.新曲創作の報酬を得ていない
 ■ 2.新曲創作の報酬を含め、受注した業務内容すべてに対する報酬を一括で得た
 ■ 3.新曲創作の報酬として5万円以内を得た
■ 4.新曲創作の報酬として5万円超10万円以内を得た
 ■ 5.新曲創作の報酬として10万円超50万円以内を得た
 ■ 6.新曲創作の報酬として50万円超100万円以内を得た
■ 7.新曲創作の報酬として100万円超を得た



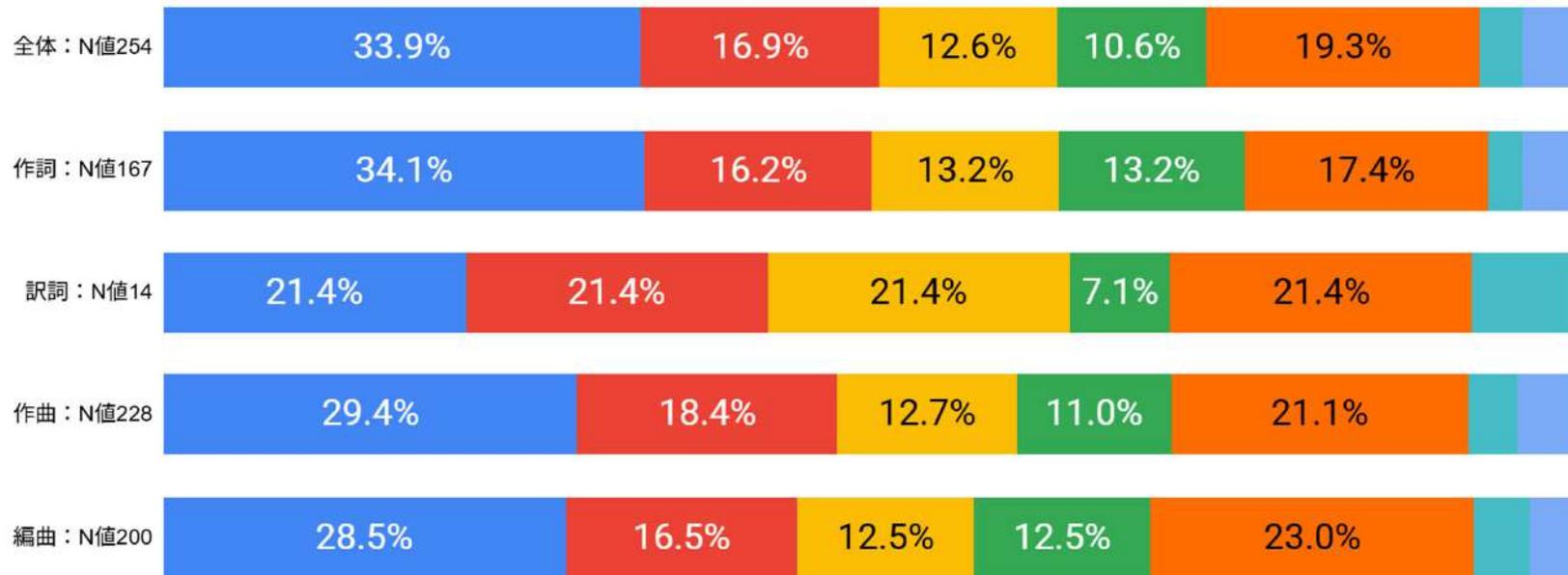
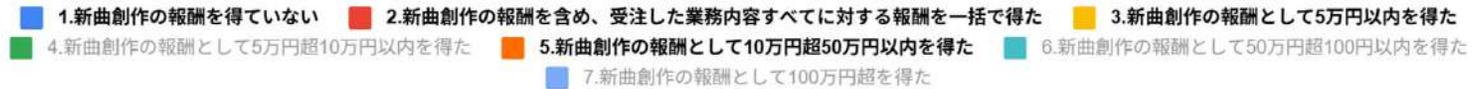
- 全体では、「新曲創作の報酬を得ていない」が33.9%で1番目に高く、「新曲創作の報酬として10万円超50万円以内を得た」が19.3%で2番目に高い。
- 「FCA加盟者」「FCA非加盟者」いずれも、「新曲創作の報酬を得ていない」が1番目に高く、「新曲創作の報酬として10万円超50万円以内を得た」が2番目に高い。

新曲の創作に係る報酬の有無とその額×年齢



- ・ 全体では、「新曲創作の報酬を得ていない」が33.9%で1番目に高く、「新曲創作の報酬を含め、受注した業務内容すべてに対する報酬を一括で得た」が16.9%で3番目に高い。
- ・ 「30歳未満」と「80歳～89歳」は、「新曲創作の報酬を得ていない」と「新曲創作の報酬として5万円以内を得た」が同率で最も高い。
- ・ 「30歳～39歳」は、「新曲創作の報酬を得ていない」と「新曲創作の報酬として10万円超50万円以内を得た」が同率で最も高い。
- ・ 「40歳～49歳」は、「新曲創作の報酬を含め、受注した業務内容すべてに対する報酬を一括で得た」が最も高い。
- ・ 「50歳～59歳」「60歳～69歳」「70歳～79歳」は「新曲創作の報酬を得ていない」が最も高い。

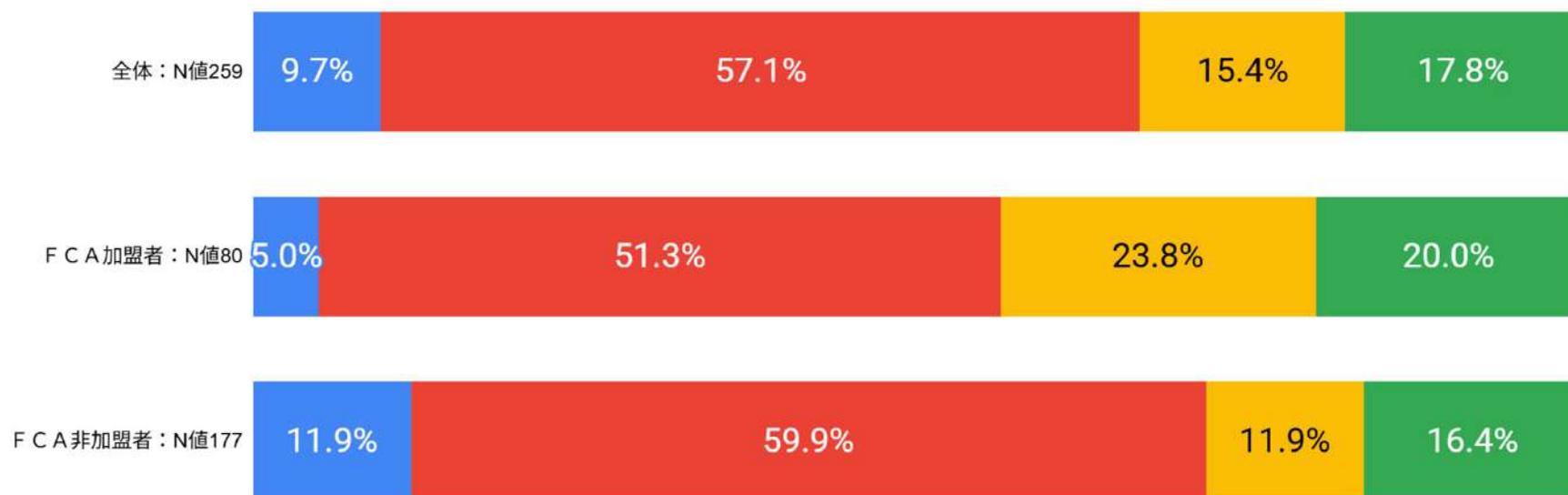
新曲の創作に係る報酬の有無とその額×創作活動ジャンル



- 全体では、「新曲創作の報酬を得ていない」が33.9%で1番目に高く、「新曲創作の報酬を含め、受注した業務内容すべてに対する報酬を一括で得た」が16.9%で3番目に高い。
- 「作詞」「作曲」「編曲」、いずれも「新曲創作の報酬を得ていない」が最も高い。
- 「訳詞」は、「新曲創作の報酬を得ていない」「新曲創作の報酬を含め、受注した業務内容すべてに対する報酬を一括で得た」「新曲創作の報酬として5万円以内を得た」「新曲創作の報酬として10万円超50万円以内を得た」が同率で最も高い。

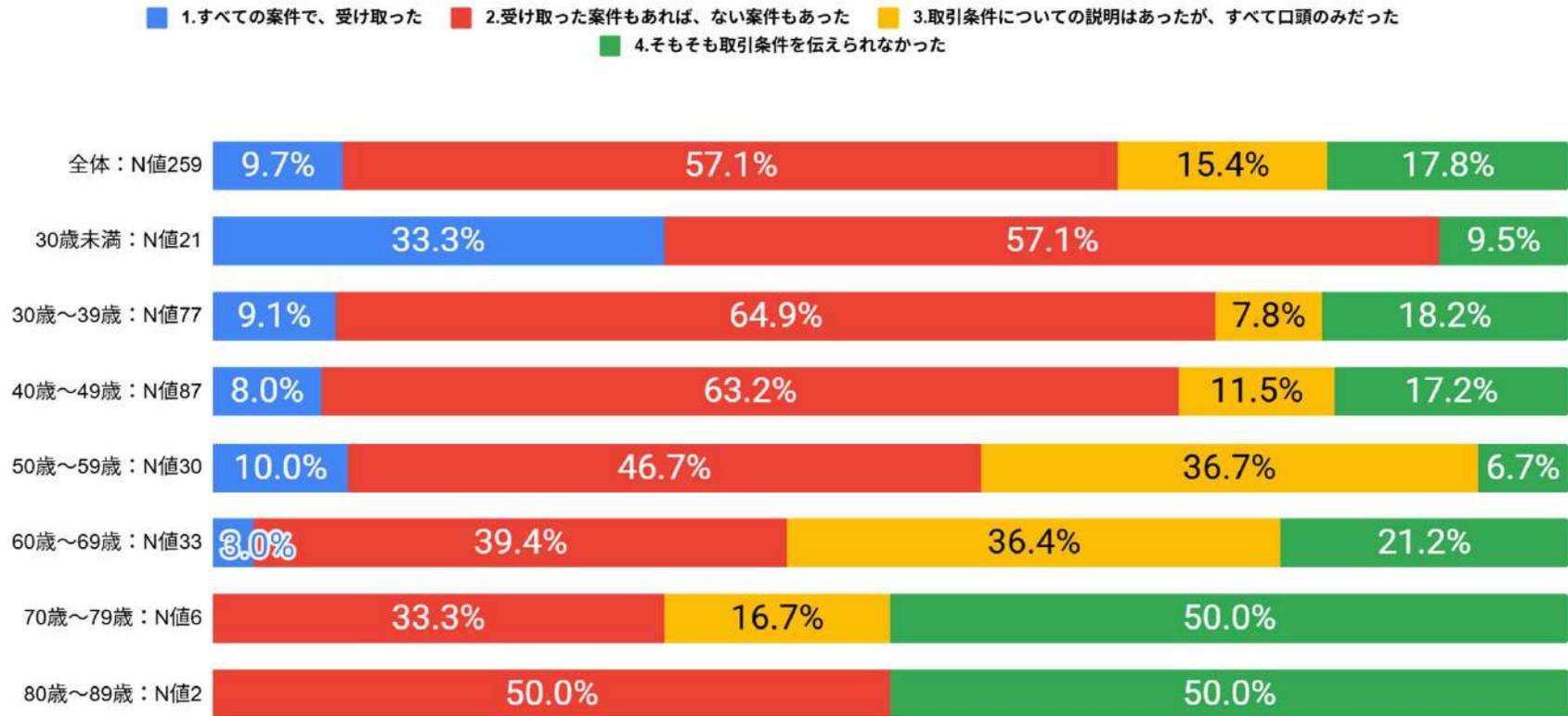
発注書の事前の明示の有無×FCA加盟・非加盟

- 1.すべての案件で、受け取った
 ■ 2.受け取った案件もあれば、ない案件もあった
 ■ 3.取引条件についての説明はあったが、すべて口頭のみだった
■ 4.そもそも取引条件を伝えられなかった



- 全体では、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が57.1%で1番目に高く、「そもそも取引条件を伝えられなかった」が17.8%で2番目に高い。
- 「FCA加盟者」は、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が1番目に高く、「取引条件についての説明はあったが、すべて口頭のみだった」が2番目に高い。
- 「FCA非加盟者」は、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が1番目に高く、「そもそも取引条件を伝えられなかった」が2番目に高い。

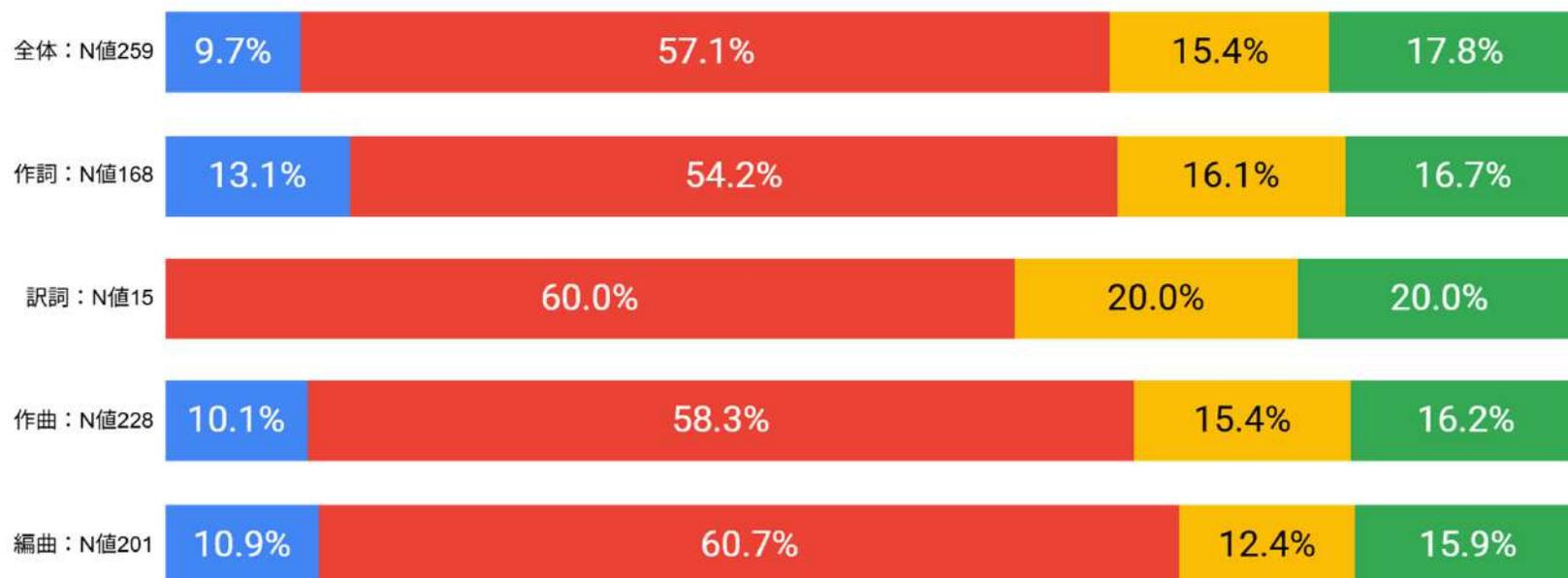
発注書の事前の明示の有無×年齢



- ・ 全体では、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が57.1%で1番目に高く、「そもそも取引条件を伝えられなかった」が17.8%で2番目に高い。
- ・ 「30歳未満」「30歳～39歳」「40歳～49歳」「50歳～59歳」「60歳～69歳」は、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が最も高い。
- ・ 「70歳～79歳」は、「そもそも取引条件を伝えられなかった」が最も高い。
- ・ 「80歳～89歳」は、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」と「そもそも取引条件を伝えられなかった」が同率で最も高い。

発注書の事前の明示の有無×創作活動ジャンル

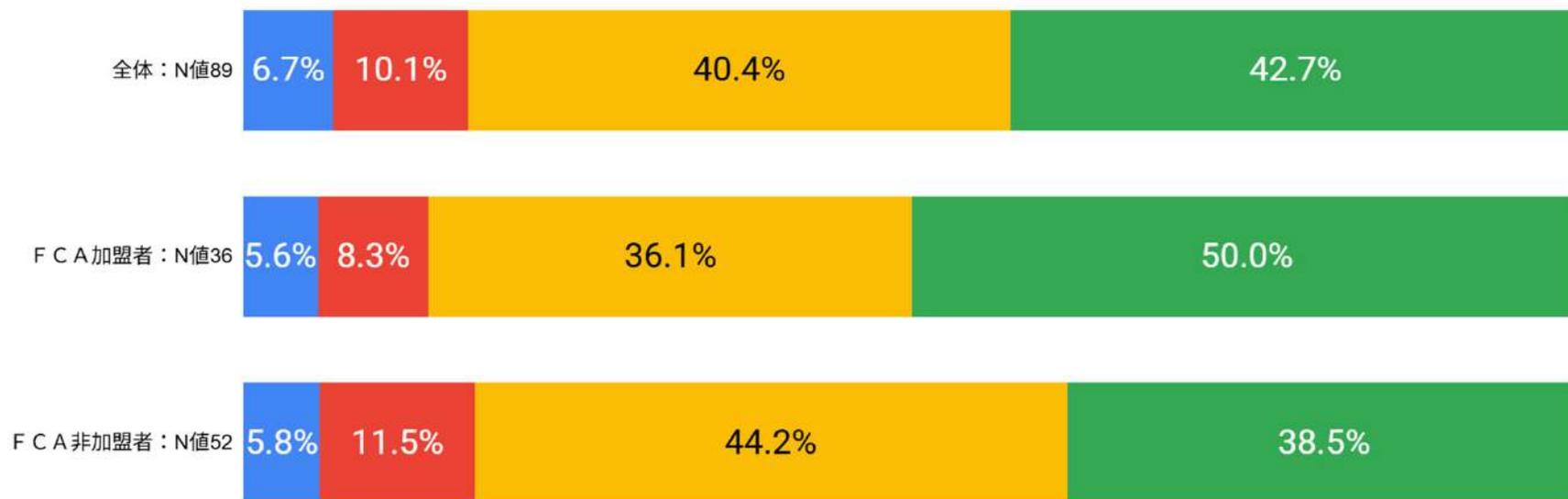
■ 1.すべての案件で、受け取った
 ■ 2.受け取った案件もあれば、ない案件もあった
 ■ 3.取引条件についての説明はあったが、すべて口頭のみだった
■ 4.そもそも取引条件を伝えられなかった



- ・ 全体では、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が57.1%で1番目に高く、「そもそも取引条件を伝えられなかった」が17.8%で2番目に高い。
- ・ 「作詞」「訳詞」「作曲」「編曲」いずれも、「受け取った案件もあれば、ない案件もあった」が最も高い。

発注書が明示されない場合の対応×FCA加盟・非加盟

- 1.自分から、取引条件が書かれた発注書やメールなどを出してほしいと依頼した ■ 2.自分から「受注書」や「見積書」、「取引条件をまとめたメール」を送って確認した
■ 3.口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った ■ 4.特に取引条件の確認は行わなかった



- ・ 全体では、「特に取引条件の確認は行わなかった」が42.7%で1番目に高く、「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が40.4%で2番目に高い。
- ・ 「FCA加盟者」は「特に取引条件の確認は行わなかった」が最も高い。
- ・ 「FCA非加盟者」は、「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が最も高い。

発注書が明示されない場合の対応×年齢

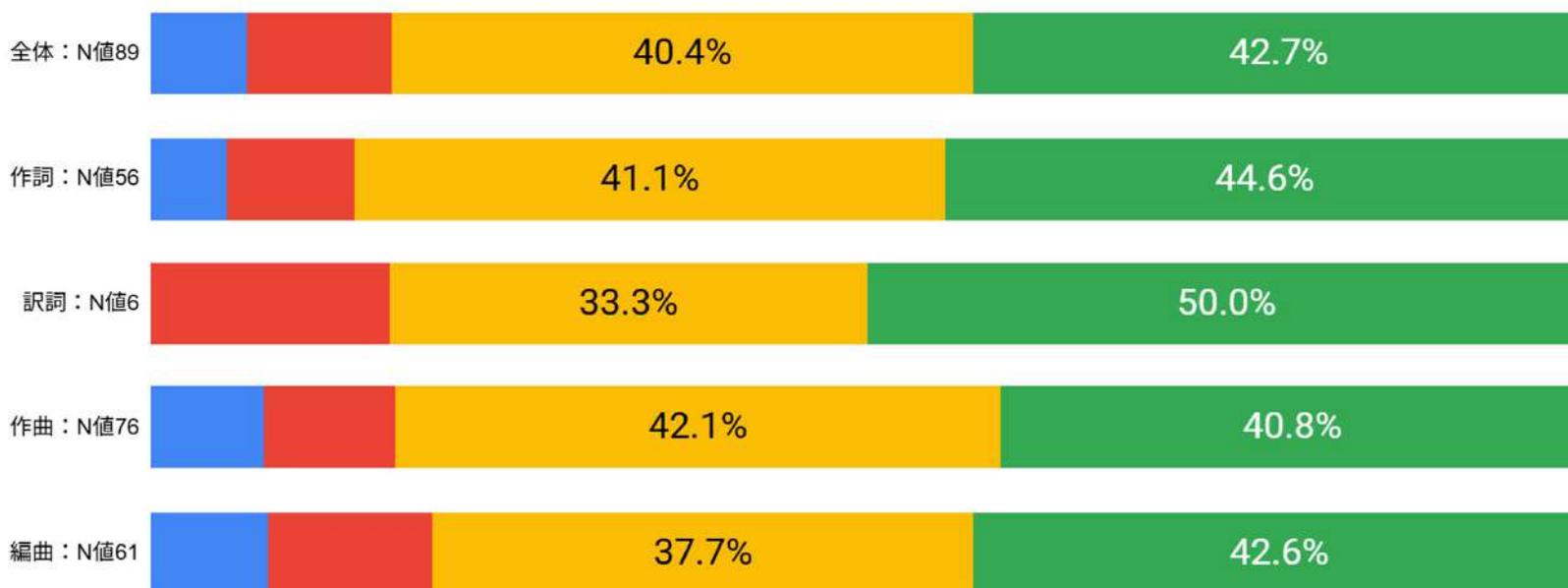
- 1.自分から、取引条件が書かれた発注書やメールなどを出してほしいと依頼した
 ■ 2.自分から「受注書」や「見積書」、「取引条件をまとめたメール」を送って確認した
 ■ 3.口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った
 ■ 4.特に取引条件の確認は行わなかった



- ・ 全体では、「特に取引条件の確認は行わなかった」が42.7%で1番目に高く、「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が40.4%で2番目に高い。
- ・ 「30歳未満」は、「特に取引条件の確認は行わなかった」と「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が同率で最も高い。
- ・ 「30歳～39歳」「70歳～79歳」は、「特に取引条件の確認は行わなかった」が最も高い。
- ・ 「40歳～49歳」「50歳～59歳」「60歳～69歳」は「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が最も高い。

発注書が明示されない場合の対応×創作活動ジャンル

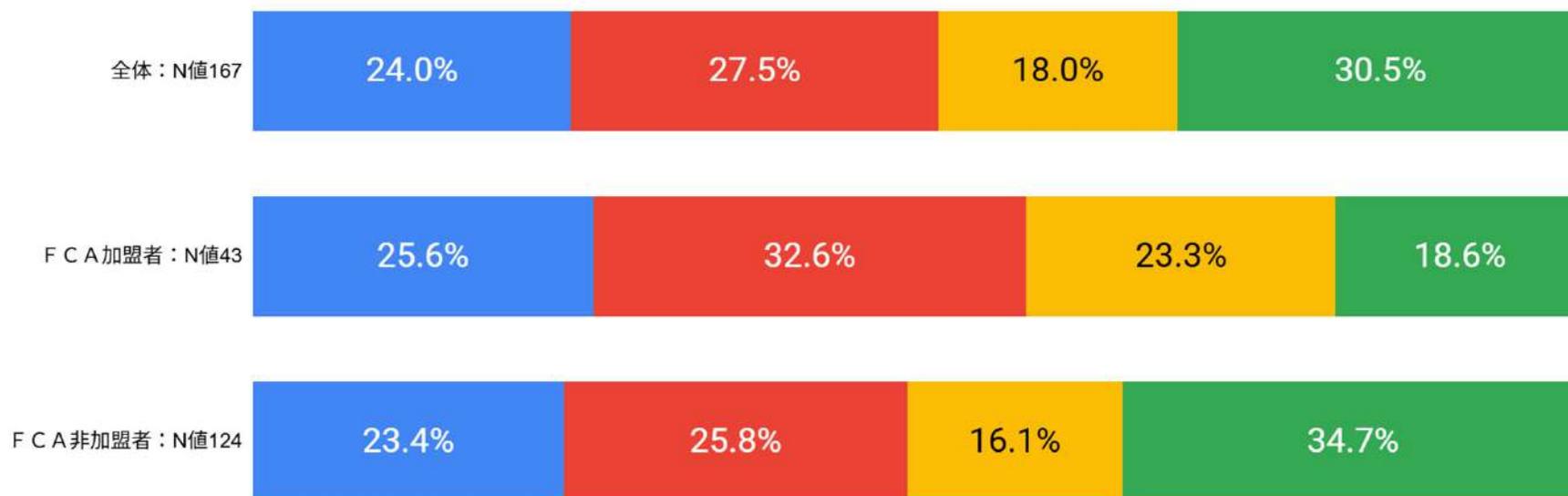
- 1.自分から、取引条件が書かれた発注書やメールなどを出してほしいと依頼した
 ■ 2.自分から「受注書」や「見積書」、「取引条件をまとめたメール」を送って確認した
 ■ 3.口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った
 ■ 4.特に取引条件の確認は行わなかった



- ・全体では、「特に取引条件の確認は行わなかった」が42.7%で1番目に高く、「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が40.4%で2番目に高い。
- ・「作詞」「訳詞」「編曲」いずれも、「特に取引条件の確認は行わなかった」が最も高い。
- ・「作曲」は、「口頭（電話や対面）のみで、取引条件を伝えた、又は話し合った」が最も高い。

著作権契約締結の事前の通知の有無×FCA加盟・非加盟

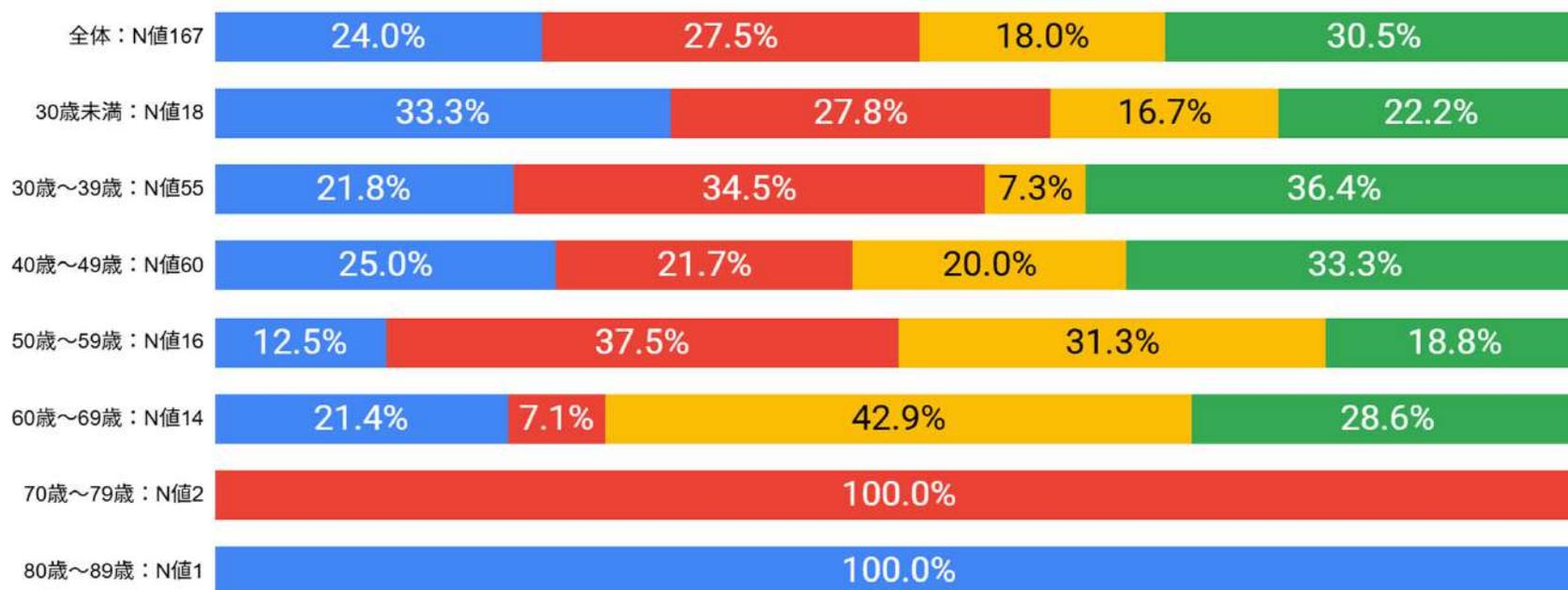
- 1.具体的な条件も書かれていた（譲渡・許諾の期間・印税率・管理方法などの条件も明記されていた）
■ 2.具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）
■ 3.記載はなかったが、あとから求められた（後になって譲渡・許諾の話が出た）
■ 4.記載はなく、その後も求められていない



- ・ 全体では、「記載はなく、その後も求められていない」が30.5%で1番目に高く、「具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）」が27.5%で2番目に高い。
- ・ 「FCA加盟者」は、「具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）」が最も高い。
- ・ 「FCA非加盟者」は、「記載はなく、その後も求められていない」が最も高い。

著作権契約締結の事前の通知の有無×年齢

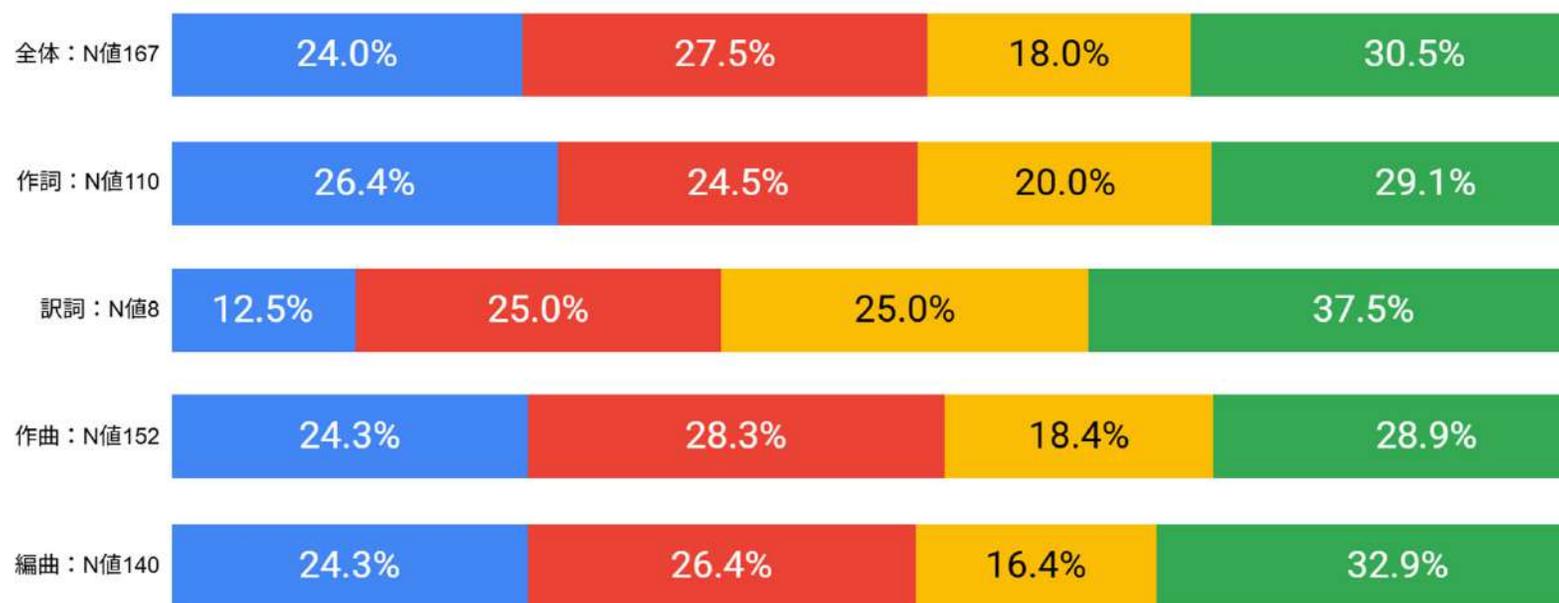
- 1.記載があり、具体的な条件も書かれていた（譲渡・許諾の期間・印税率・管理方法などの条件も明記されていた）
- 2.記載はあったが、具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）
- 3.記載はなかったが、あとから求められた（後に譲渡・許諾の話が出た）
- 4.記載はなく、その後も求められていない



- ・ 全体では、「記載はなく、その後も求められていない」が30.5%で1番目に高く、「具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）」が27.5%で2番目に高い。
- ・ 「30歳未満」と「80歳～89歳」は、「記載があり、具体的な条件も書かれていた（譲渡・許諾の期間・印税率・管理方法などの条件も明記されていた）」が最も高い。
- ・ 「30歳～39歳」「40歳～49歳」は、「記載はなく、その後も求められていない」が最も高い。
- ・ 「50歳～59歳」「70歳～79歳」は、「具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）」が最も高い。
- ・ 「60歳～69歳」は、「記載はなかったが、あとから求められた（後に譲渡・許諾の話が出た）」が最も高い。

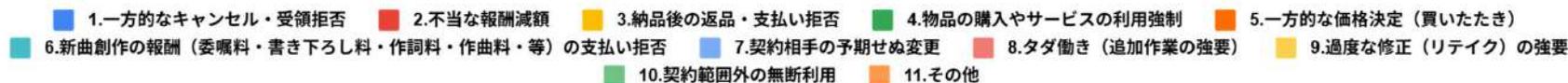
著作権契約締結の事前の通知の有無×創作活動ジャンル

- 1.記載があり、具体的な条件も書かれていた（譲渡・許諾の期間・印税率・管理方法などの条件も明記されていた）
- 2.記載はあったが、具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）
- 3.記載はなかったが、あとから求められた（後に譲渡・許諾の話が出た）
- 4.記載はなく、その後も求められていない



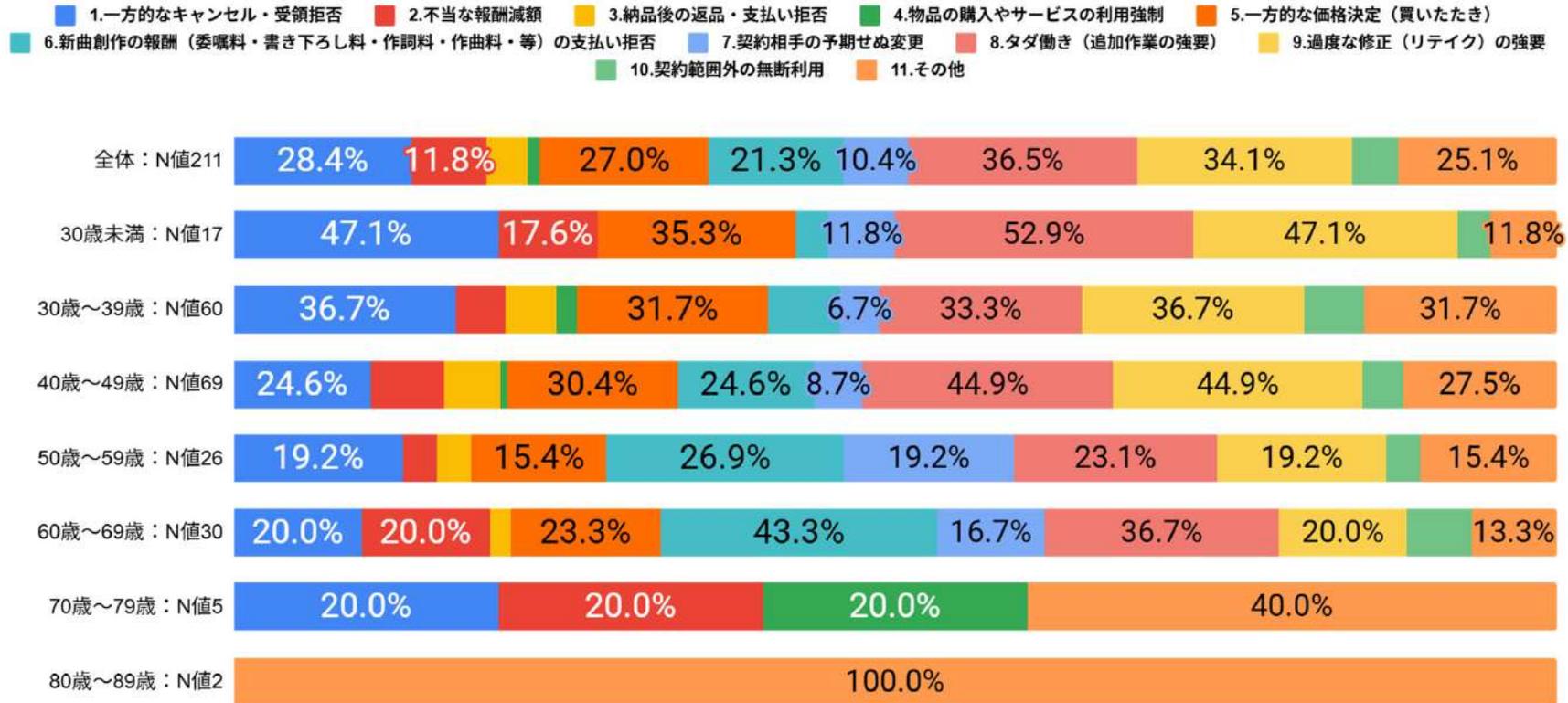
- ・ 全体では、「記載はなく、その後も求められていない」が30.5%で1番目に高く、「具体的な条件までは書かれていなかった（譲渡・許諾する旨はあったが、細かい条件の記載はなかった）」が27.5%で2番目に高い。
- ・ 「作詞」「訳詞」「作曲」「編曲」いずれも、「記載はなく、その後も求められていない」が最も高い。

不適切な取引の経験×FCA加盟・非加盟



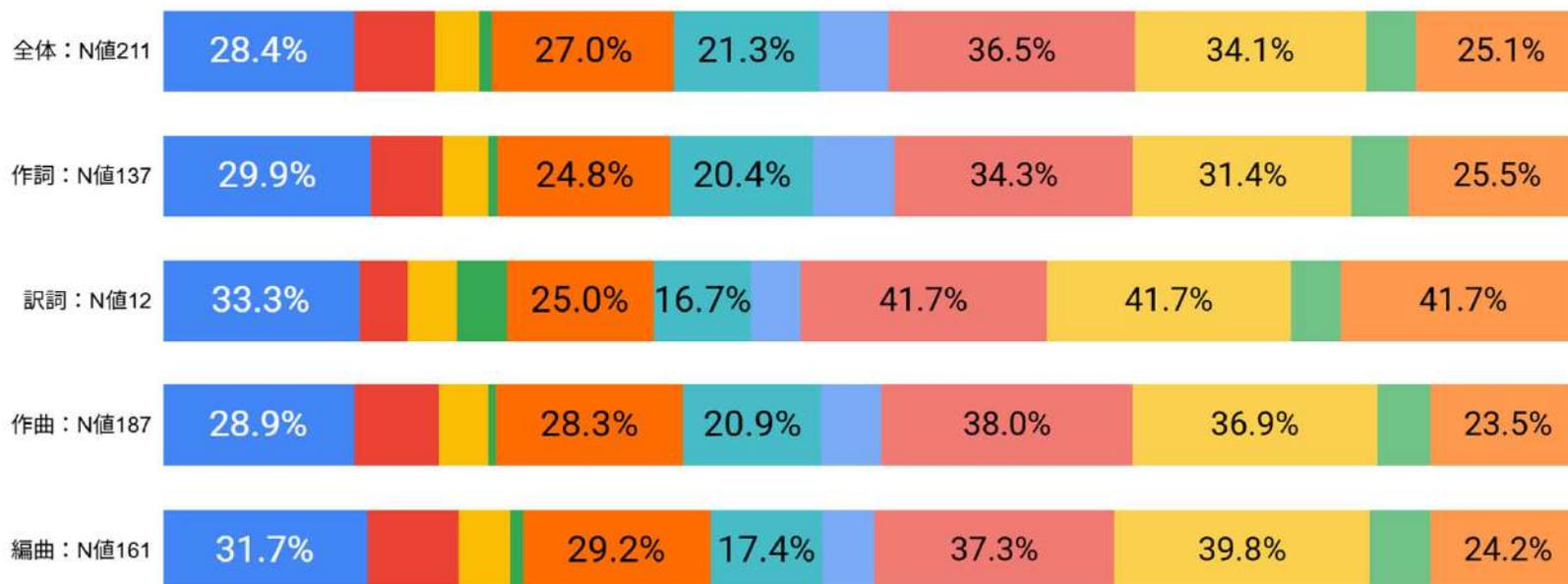
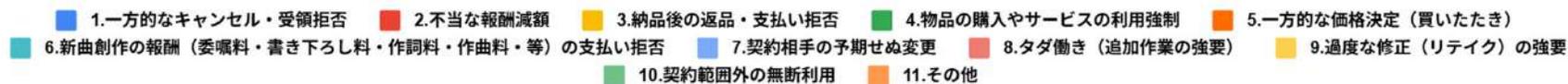
- ・ 全体では、「タダ働き（追加作業の強要）」が36.5%で1番目に高く、「過度な修正（リテイク）の強要」が34.1%で2番目に高い。
- ・ 「FCA加盟者」は、「タダ働き（追加作業の強要）」が最も高く、2番目に「新曲創作の報酬（委嘱料・書き下ろし料・作詞料・作曲料・等）の支払い拒否」が2番目に高い。
- ・ 「FCA非加盟者」は、「過度な修正（リテイク）の強要」が最も高い。

不適切な取引の経験×年齢



- ・ 全体では、「タダ働き（追加作業の強要）」が36.5%で1番目に高く、「過度な修正（リテイク）の強要」が34.1%で2番目に高い。
- ・ 「30歳未満」は、「タダ働き（追加作業の強要）」が最も高い。
- ・ 「30歳～39歳」は、「一方的なキャンセル・受領拒否」「過度な修正（リテイク）の強要」が同率で最も高い。
- ・ 「40歳～49歳」は、「タダ働き（追加作業の強要）」と「過度な修正（リテイク）の強要」が同率で最も高い
- ・ 「50歳～59歳」「60歳～69歳」は、「新曲創作の報酬（委嘱料・書き下ろし料・作詞料・作曲料・等）の支払い拒否」が最も高い。

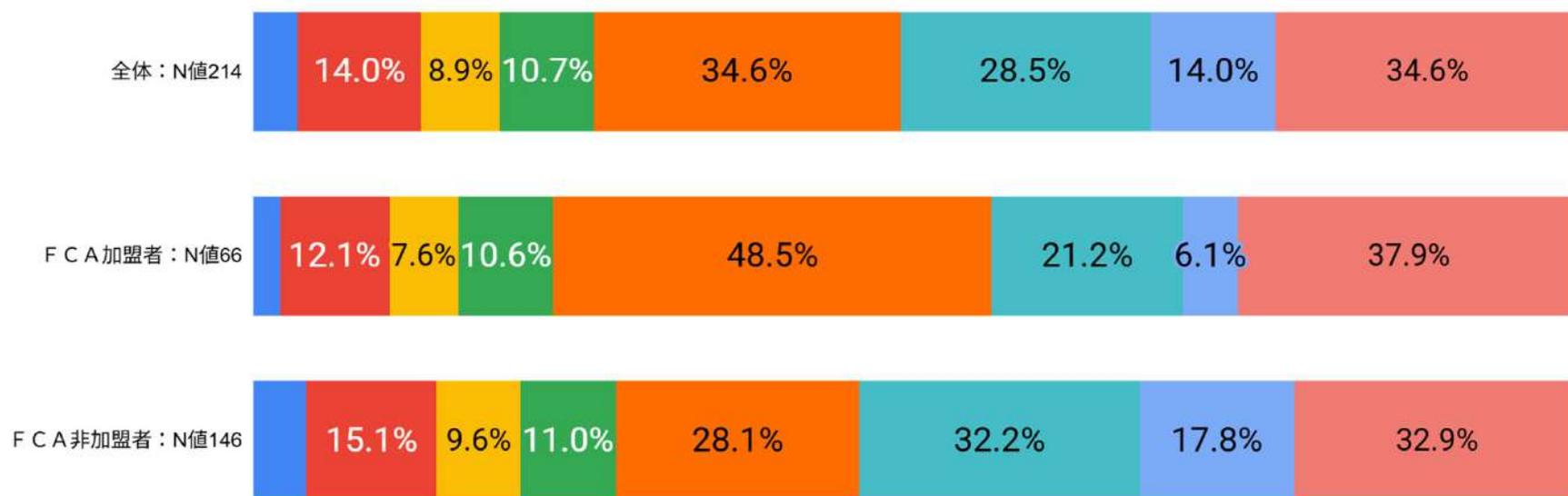
不適切な取引の経験×創作活動ジャンル



- ・ 全体では、「タダ働き（追加作業の強要）」が36.5%で1番目に高く、「過度な修正（リテイク）の強要」が34.1%で2番目に高い。
- ・ 「作詞」「作曲」いずれも、「タダ働き（追加作業の強要）」が最も高い。
- ・ 「訳詞」は、「タダ働き（追加作業の強要）」「過度な修正（リテイク）の強要」「その他」が同率で最も高い。
- ・ 「編曲」は、「過度な修正（リテイク）の強要」が最も高い。

発注者との関係の変化×FCA加盟・非加盟

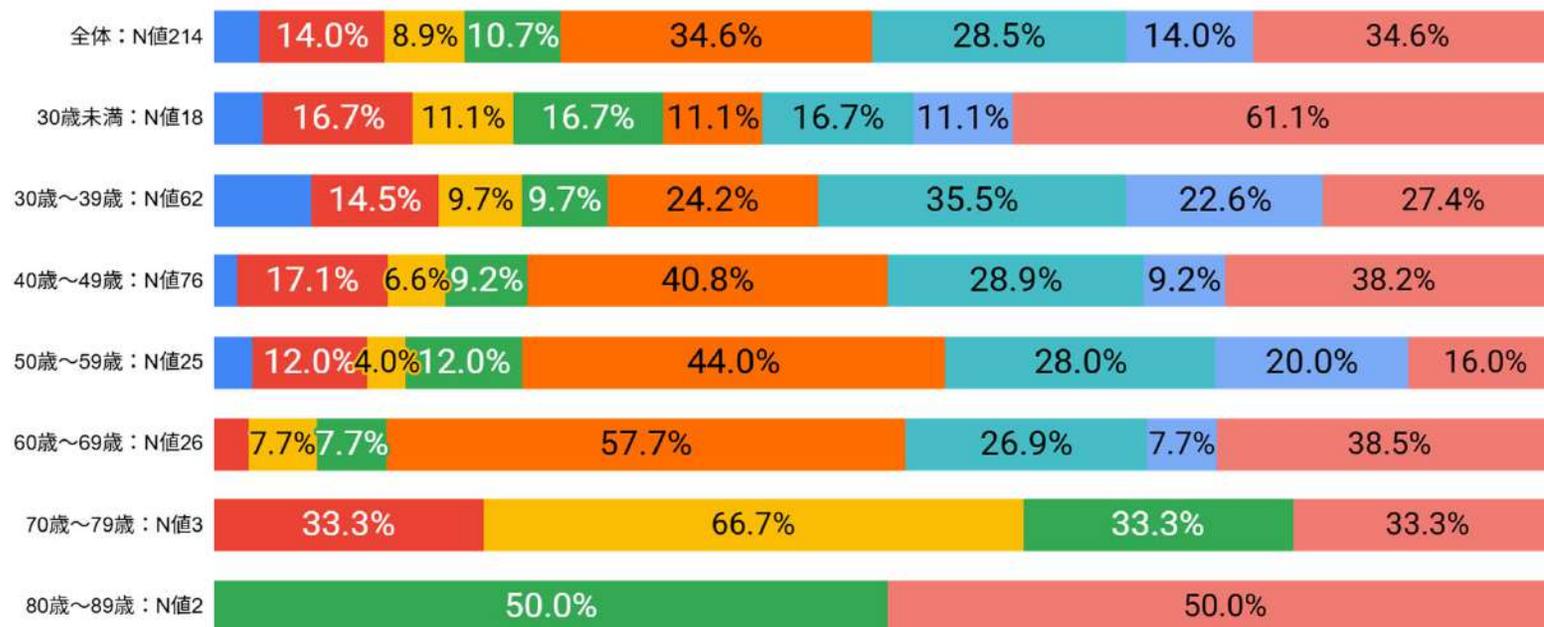
- 1.発注者と十分なコミュニケーションがとれるようになった
- 2.事前に取引条件が説明され、取引条件が書かれた発注書やメールなどが交付されるようになった
- 3.取引条件について、受注前に協議・確認できるようになった
- 4.施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明は行われており、現在も適切な関係が続いている
- 5.施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も改善されていない
- 6.受注する際、意識的に取引条件を尋ねたり確認したりするようになった
- 7.取引条件を明確にするため、見積書や受注書、確認メールを送るようになった
- 8.フリーランス法を知らなかった、または内容は把握していなかった



- ・ 全体では、「施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も特に改善されていない」「フリーランス法を知らなかった、または内容を把握していなかった」が同率34.6%で最も高い。
- ・ 「FCA加盟者」は、「施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も特に改善されていない」が最も高い。
- ・ 「FCA非加盟者」は、「フリーランス法を知らなかった、または内容を把握していなかった」が最も高い。

発注者との関係の変化×年齢

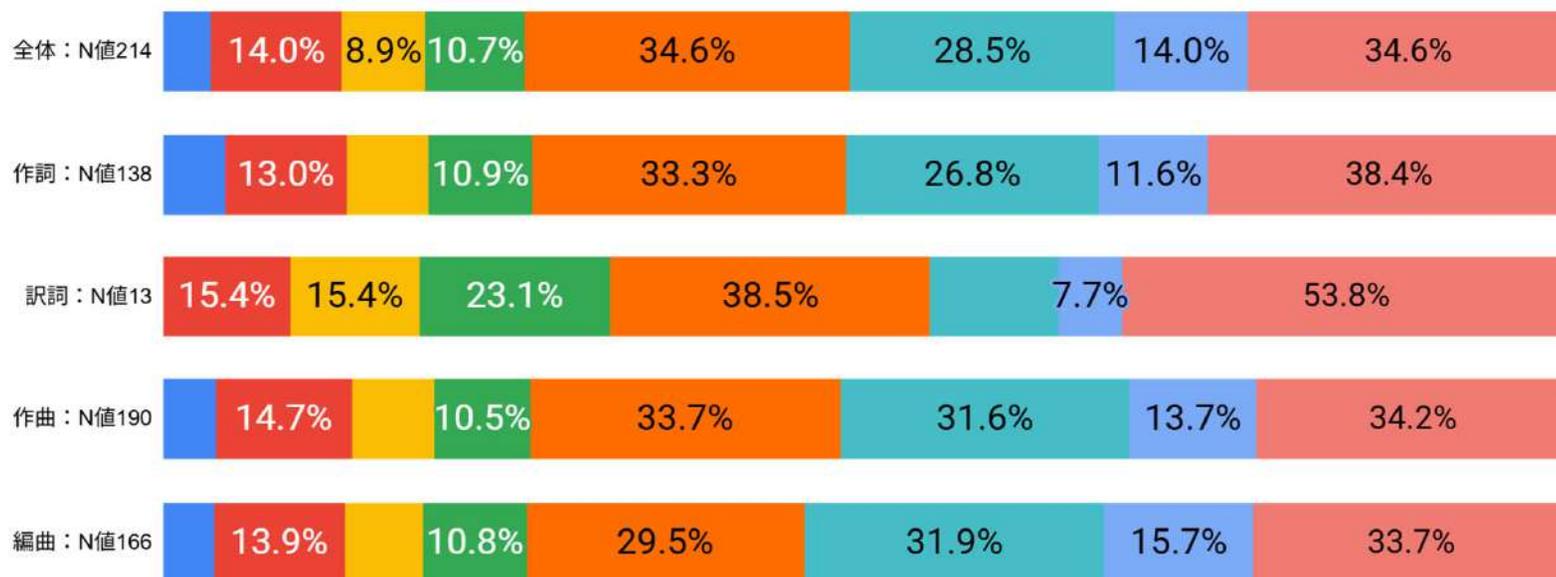
- 1.発注者と十分なコミュニケーションがとれるようになった
 ■ 2.事前に取引条件が説明され、取引条件が書かれた発注書やメールなどが交付されるようになった
 ■ 3.取引条件について、受注前に協議・確認できるようになった
 ■ 4.施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明は行われており、現在も適切な関係が続いている
 ■ 5.施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も改善されていない
 ■ 6.受注する際、意識的に取引条件を尋ねたり確認したりするようになった
 ■ 7.取引条件を明確にするため、見積書や受注書、確認メールを送るようになった
 ■ 8.フリーランス法を知らなかった、または内容は把握していなかった



- ・ 全体では、「施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も特に改善されていない」「フリーランス法を知らなかった、または内容を把握していなかった」が同率34.6%で最も高い。
- ・ 「30歳未満」は、「フリーランス法を知らなかった、または内容を把握していなかった」が最も高い。
- ・ 「30歳～39歳」は、「自分から取引条件を確認するようになった」が最も高い。
- ・ 「40歳～49歳」「50歳～59歳」「60歳～69歳」は、「施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も特に改善されていない」が最も高い。
- ・ 「70歳～79歳」は、「取引の条件交渉や事前確認ができるようになった」が最も高い。

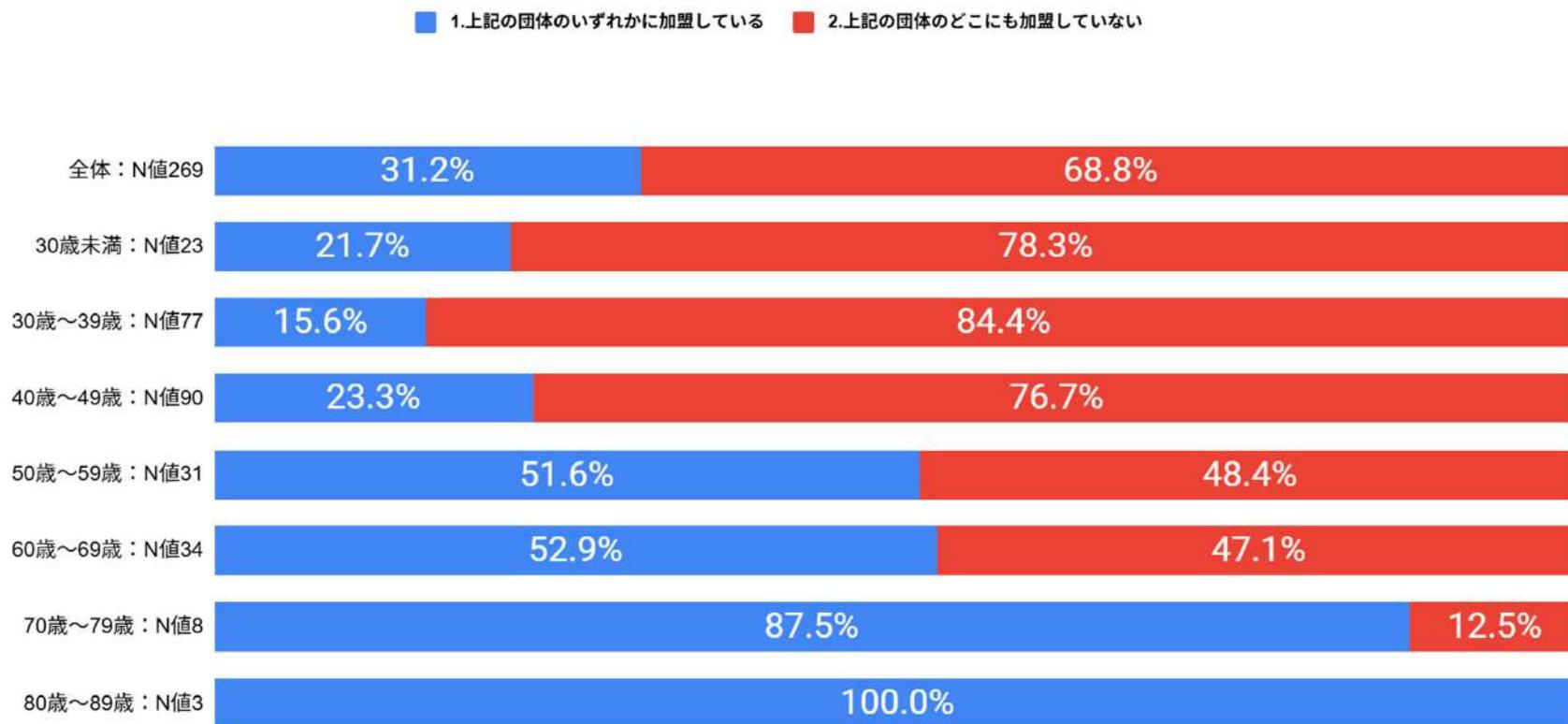
発注者との関係の変化×創作活動ジャンル

- 1.発注者と十分なコミュニケーションがとれるようになった
 ■ 2.事前に取引条件が説明され、取引条件が書かれた発注書やメールなどが交付されるようになった
 ■ 3.取引条件について、受注前に協議・確認できるようになった
 ■ 4.施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明は行われており、現在も適切な関係が続いている
 ■ 5.施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も改善されていない
 ■ 6.受注する際、意識的に取引条件を尋ねたり確認したりするようになった
 ■ 7.取引条件を明確にするため、見積書や受注書、確認メールを送るようになった
 ■ 8.フリーランス法を知らなかった、または内容は把握していなかった



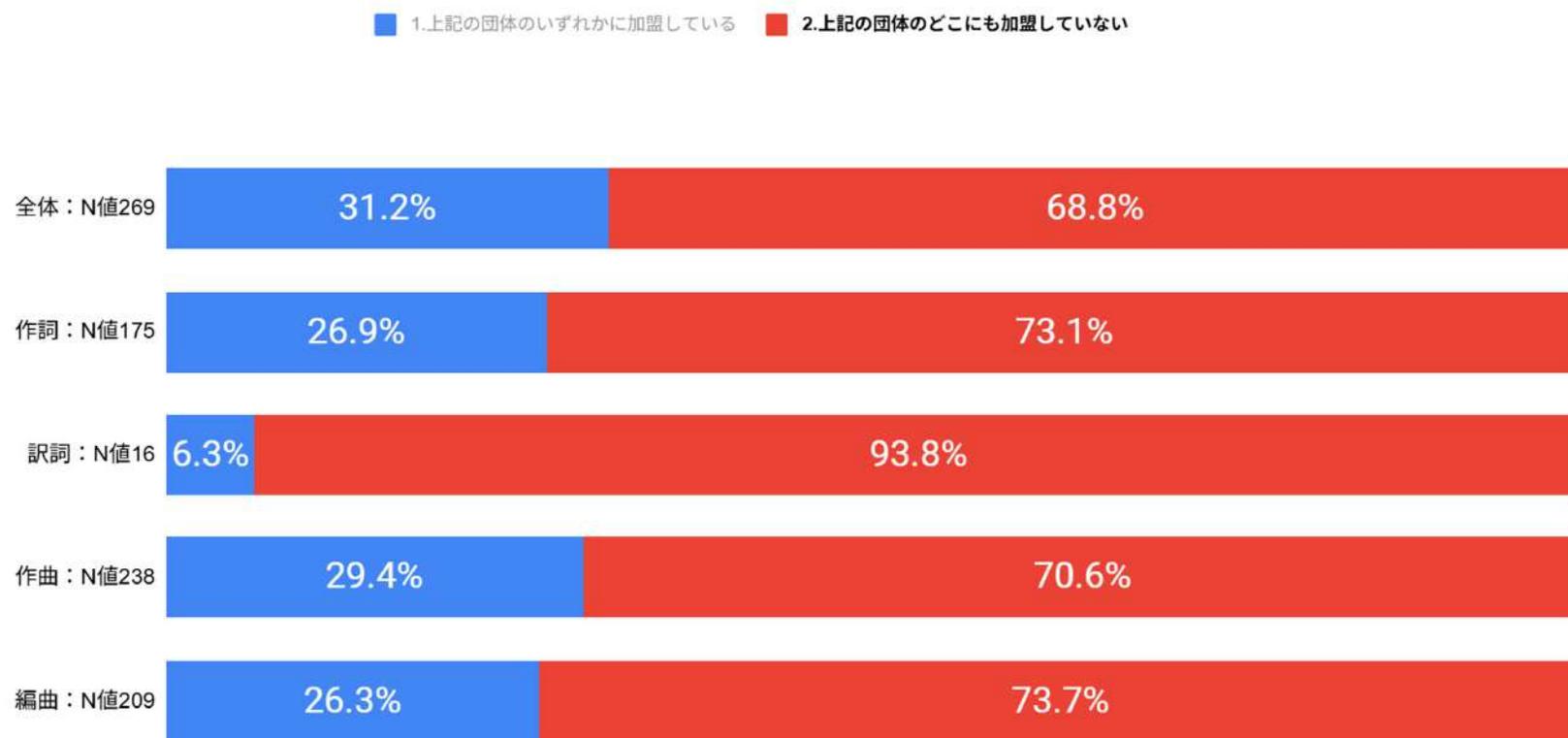
- ・ 全体では、「施行前から、発注書やメールなどによる取引条件の明示や事前の説明はなく、施行後も特に改善されていない」「フリーランス法を知らなかった、または内容を把握していなかった」が同率34.6%で最も高い。
- ・ 「作詞」「訳詞」「作曲」「編曲」いずれも、フリーランス法を知らなかった、または内容を把握していなかった」が最も高い。

FCA加盟・非加盟×年齢



- ・ 全体では、「FCA加盟者」が31.2%、「FCA非加盟者」が68.8%。
- ・ 「30歳未満」「30歳～39歳」「40歳～49歳」は、「FCA非加盟者」の比率が高い。
- ・ 「50歳～59歳」「60歳～69歳」「70歳～79歳」「80歳～89歳」は、「FCA加盟者」の比率が高い。

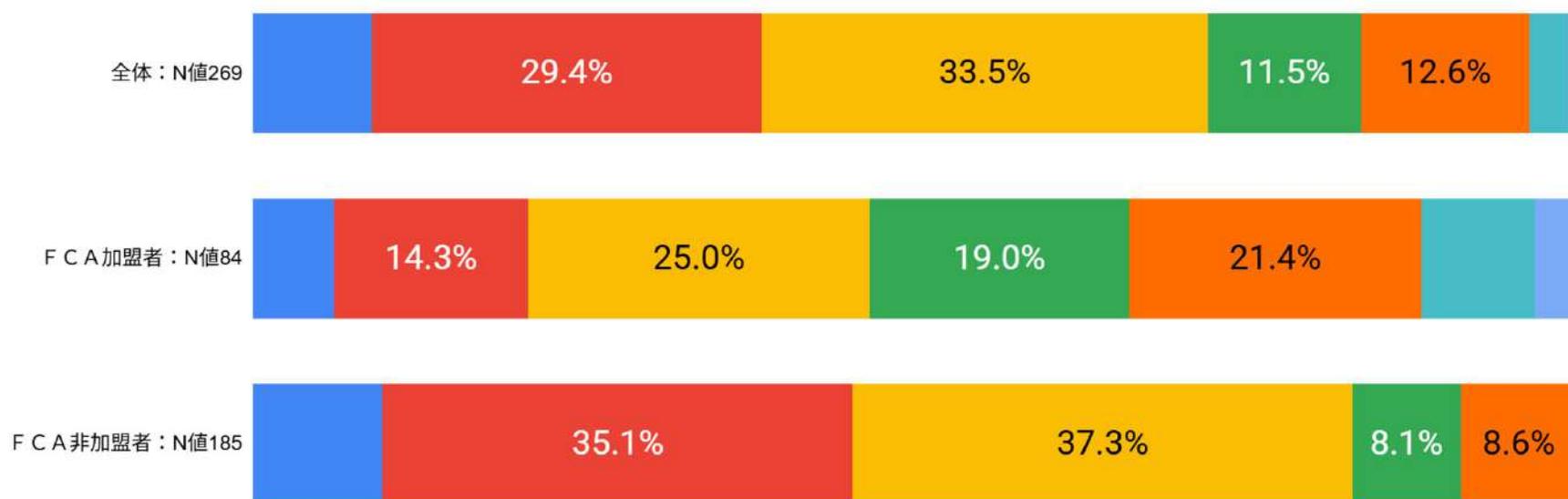
FCA加盟・非加盟×創作活動ジャンル



- ・ 全体では、「FCA加盟者」が31.2%、「FCA非加盟者」が68.8%。
- ・ 「作詞」「訳詞」「作曲」「編曲」いずれも、「FCA非加盟者」の比率が高い。

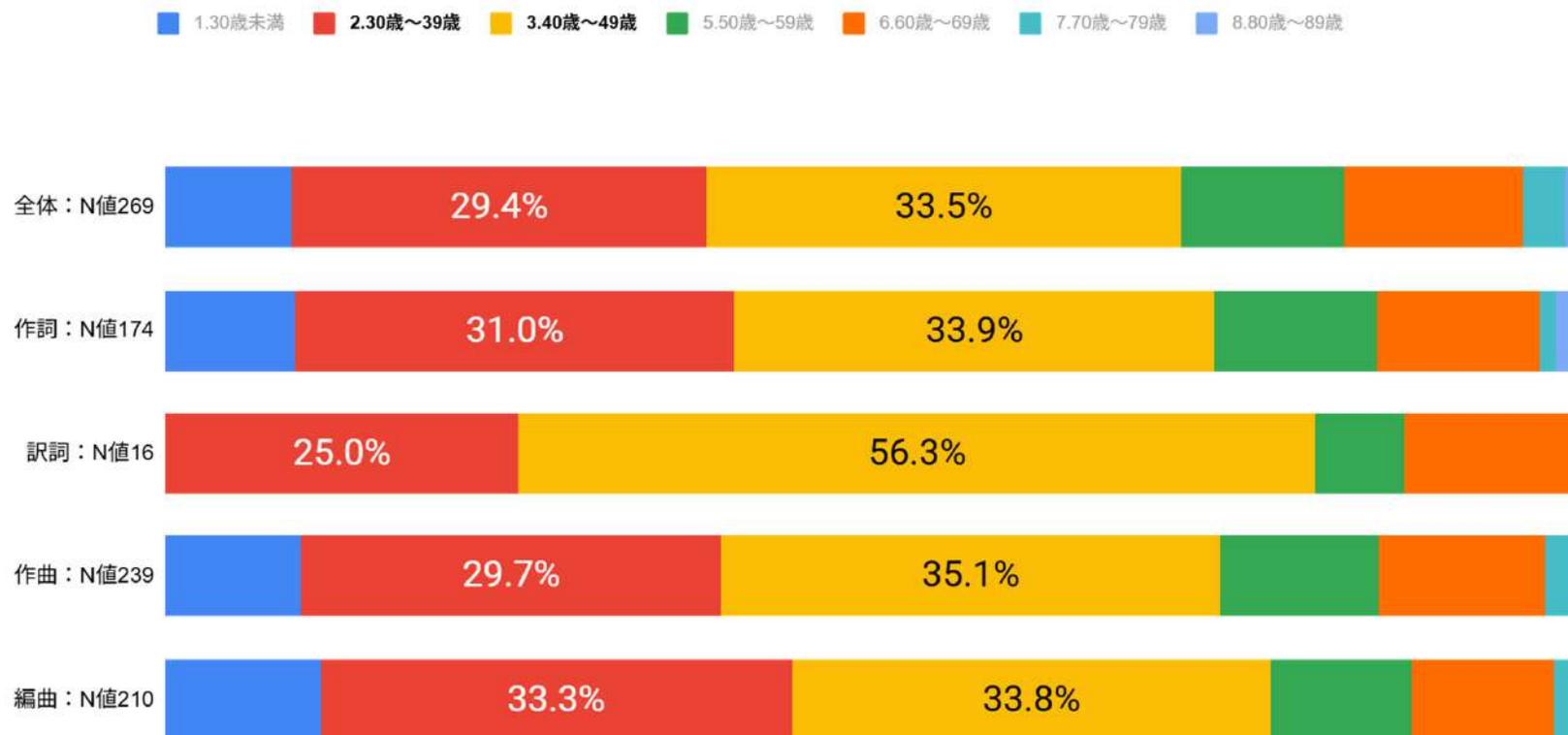
年齢×FCA加盟・非加盟

■ 1.30歳未満 ■ 2.30歳～39歳 ■ 3.40歳～49歳 ■ 4.50歳～59歳 ■ 5.60歳～69歳 ■ 6.70歳～79歳 ■ 7.80歳～89歳



- ・ 全体では、「40歳～49歳」が33.5%で1番目に高く、「30歳～39歳」が29.4%で2番目に高い。
- ・ 「FCA加盟者」「FCA非加盟者」、いずれも「40歳～49歳」が最も高い。

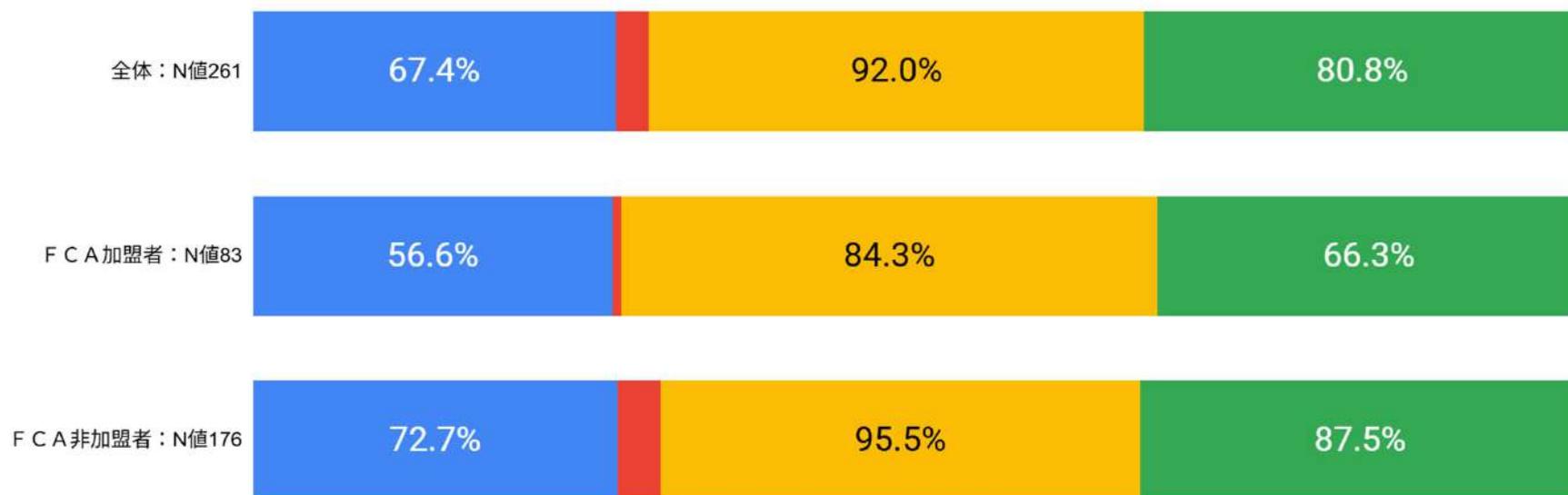
年齢×創作活動ジャンル



- ・ 全体では、「40歳～49歳」が33.5%で1番目に高く、「30歳～39歳」が29.4%で2番目に高い。
- ・ 「作詞」「訳詞」「作曲」「編曲」いずれも、「40歳～49歳」が最も高い。

創作活動ジャンル×FCA加盟・非加盟

■ 1.作詞 ■ 2.訳詞 ■ 3.作曲 ■ 4.編曲



- ・ 全体では、「作曲」が92.0%で1番目に高く、「編曲」が80.8%で2番目に高い。
- ・ 「FCA加盟者」「FCA非加盟者」いずれも、「作曲」の比率が高い。

創作活動ジャンル×年齢



- ・ 全体では、「作曲」が92.0%で1番目に高く、「編曲」が80.8%で2番目に高い。
- ・ 「30歳未満」は、「作曲」「編曲」が同率で最も高い。。
- ・ 「30歳～39歳」「40歳～49歳」「50歳～59歳」「60歳～69歳」「70歳～79歳」はいずれも、「作曲」の比率が高い。
- ・ 「80歳～89歳」は、「作詞」の比率が高い。
